

**一般化学物質、優先評価化学物質及び監視
化学物質の製造数量等届出書の記載要領**

**2026年度版
(2025年度実績届出用)**

**経済産業省 産業保安・安全 G
化学物質管理課 化学物質安全室**

【前年度記載要領からの主な改訂点】.....	3
【留意事項】.....	3
1. 一般化学物質等の製造数量等の届出について.....	5
1-1. 制度の概要.....	5
1-2. 届出手続きの概要.....	7
2. 初めて届出される場合に必要な手続きについて.....	11
2-1. 届出書作成支援ソフトの導入.....	11
2-2. 電子申請の事前準備.....	12
3. 届出方法について.....	13
3-1. 電子申請による届出.....	13
3-2. 光ディスクによる届出.....	14
3-3. 書面による届出.....	17
4. 届出書の記載等について.....	19
4-1. 届出書の記載に関する注意事項.....	19
4-2. 一般化学物質(様式第11)の記載方法.....	22
4-3. 優先評価化学物質(様式第12)の記載方法.....	28
4-4. 監視化学物質(様式第13)の記載方法.....	35
5. 新規化学物質として取り扱わない塩等の届出について.....	41
5-1. 新規化学物質として取り扱わない塩等*の届出方法について.....	41
5-2. ブロック重合体及びグラフト重合体の届出方法について.....	46
6. 新規化学物質として取り扱わない固溶体及び複合酸化物の届出について.....	47
7. その他の留意事項.....	48
7-1. 判定済かつ未公示の新規化学物質(化審法第8条第2項において準用する新規化学物質)の届出について.....	48
7-2. 第八改正日本薬局方に記載されている化学物質の届出について.....	48
7-3. 届出の必要がないもの.....	49
7-4. 届出書に記載した届出者情報又は担当者情報に変更が生じた場合.....	50
8. 参考情報.....	51
8-1. NITE-CHRIP の利用方法.....	51
8-2. 具体的な誤りの事例.....	53
9. 問合せ先.....	61

【前年度記載要領からの主な改訂点】

- ◆ 「届出者等コード」が廃止になりました。電子申請には「G ビズ ID^{*}」が必要となります。
- ◆ 「届出書作成支援ソフト」を利用される場合は、必ず最新版ソフトと辞書を使用してください。

※G ビズ ID には、G ビズ ID プライム、G ビズ ID メンバー、G ビズ ID エントリーという3種類のアカウントがありますが、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という）」の電子申請には G ビズ ID プライム、G ビズ ID メンバーのみが認められます。

【留意事項】

（届出の必要がないもの）

- 化審法及び関連規定に基づき届出が不要と規定されているもの等、届出の必要がないものがあります。7-3. を参照してください。
- 一般化学物質について届出対象外となる「混合物中の重量割合（10 重量%未満）」は、製造・輸入した時点の重量割合となります。製造・輸入後に他の物質と混合した後の重量割合ではありません。また、製造・輸入時に水が含まれている場合は、水を除いて重量割合を算出してください。

（届出書の様式及び届出単位）

- 2025 年 4 月に様式が改正されました。**最新の様式**で届出書を作成してください。
- 原則、化合物毎に届出してください。同じ官報整理番号であっても、構造が異なる化合物は、構造毎に別の届出としてください。
- 運用通知により新規化学物質とは取り扱わない塩等について、一つの化合物として一件の届出書に記載してください。

（法人番号）

- 国税庁が指定する 13 桁の法人番号を使用してください。

（届出書作成支援ソフト） ※支援ソフトマニュアルを必ず参照ください。

- 届出書作成支援ソフトは最新版（2025 年6月2日公開 ver.05.00.00.00）をダウンロードしたうえで、インストールしてください。
注意：ver.04.00.00.06 以前のバージョンの場合、「自動更新」ボタンを押しても、最新版に更新できません。改めて最新版をダウンロードしたうえで、インストールして下さい。
- 2025 年3月に公開した ver.05.00.00.00 を導入されている場合、**改修内容**をご確認いただき、必要に応じ、2025 年6月公開版を再ダウンロードし、インストールしてください（「自動更新」ボタンを押しても更新できません）。
- 届出書作成支援ソフトの不備は[こちら](#)をご確認ください。これ以外の不備や不具合等ございましたら経済産業省化学物質安全室までお問い合わせください。
- 届出書作成支援ソフトに利用するマスタ辞書は毎年更新されます。必ず最新版（2026 年4月1日時点 ver16.00.00.00）を使用してください。

（電子申請による届出前手続き）

- **G ビズ ID** を取得してください。化審法の電子申請には G ビズ ID プライム、G ビズ ID メンバーのみが認められます。
G ビズ ID ご利用時の注意事項：
例えば、e-Gov アカウントなどから G ビズ ID アカウントにアカウント種別を変更する際など、[こちら](#)の注意事項を御参照ください。
- 届出者等コード（7桁の ID）は、廃止されました。（同コードでの電子申請はできません。）

- e-Gov のログインは、必ず **G ビズ ID(プライム又はメンバー)**で行ってください(詳しくは「[e-Gov 電子申請システムを使用した 一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質の製造数量等届出マニュアル](#)」をご参照ください)。

注意： G ビズ ID(プライム又はメンバー)以外のアカウント(e-Gov アカウント、Microsoft アカウント等)でログインした場合、届出を受け付けることができません。

(用途に関する記載)

- 用途番号は化審法化学物質用途分類表¹⁶を確認し、3桁で記載してください。
用途番号「198」又は「109」を記載した場合、詳細用途番号「y」又は「z」を記載した場合は、具体的な用途を必ず記載してください。また、同時に、中間物の用途等ほかの用途でないかどうかを再度確認してください。なお、化審法第 55 条に基づき、食品添加物、医薬品、農薬、化粧品、普通肥料、飼料等は化審法対象外用途のため、届出対象外です。具体的な用途として記載することはできませんのでご注意ください。

1. 一般化学物質等の製造数量等の届出について¹

1-1. 制度の概要

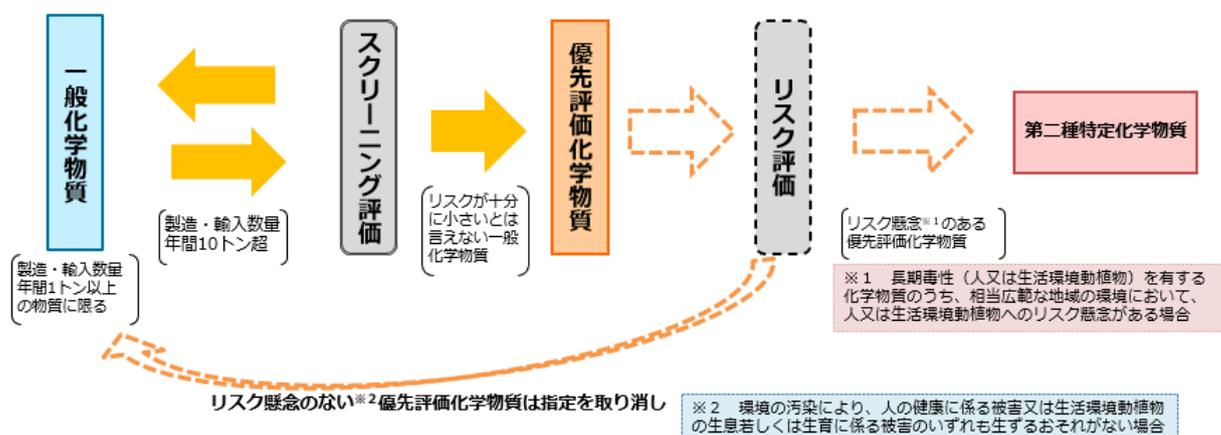
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下「化審法」という。)は、人の健康及び生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律です。

一般的に、ある化学物質について、環境汚染を通じた人の健康又は動植物の生息等に支障を及ぼすおそれ(リスク)は、当該化学物質の有害性と環境中の残留量によって決められます。このうち、環境中の残留量については、一般的に、上市されている量が多いほど、また、環境中に排出される用途(開放系用途)での使用の機会が多いほど、その量は多いと考えられます。

化審法においては、平成21年改正により、本法制定以前から存在していた既存化学物質を含む全ての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対し、毎年度その実績数量等を届け出る義務が課せられています。

国は届出された情報に基づき、化学物質の有害性評価と暴露評価を行い、リスクの総合的な評価・管理を行います。すべての一般化学物質を対象に、「スクリーニング評価」を実施し、リスクがないとはいえない化学物質を絞り込んで優先評価化学物質に指定します。優先評価化学物質については、段階的に情報を集めて、第二種特定化学物質の指定及び優先評価化学物質の取消しを判断する「リスク評価」を行っています。監視化学物質については、環境汚染が生じるおそれがあると認められる場合には、有害性調査指示がなされ、第一種特定化学物質に該当するか否かの判定を行います。

化審法における上市後の化学物質に対するリスク評価の全体像



¹ ○化審法

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

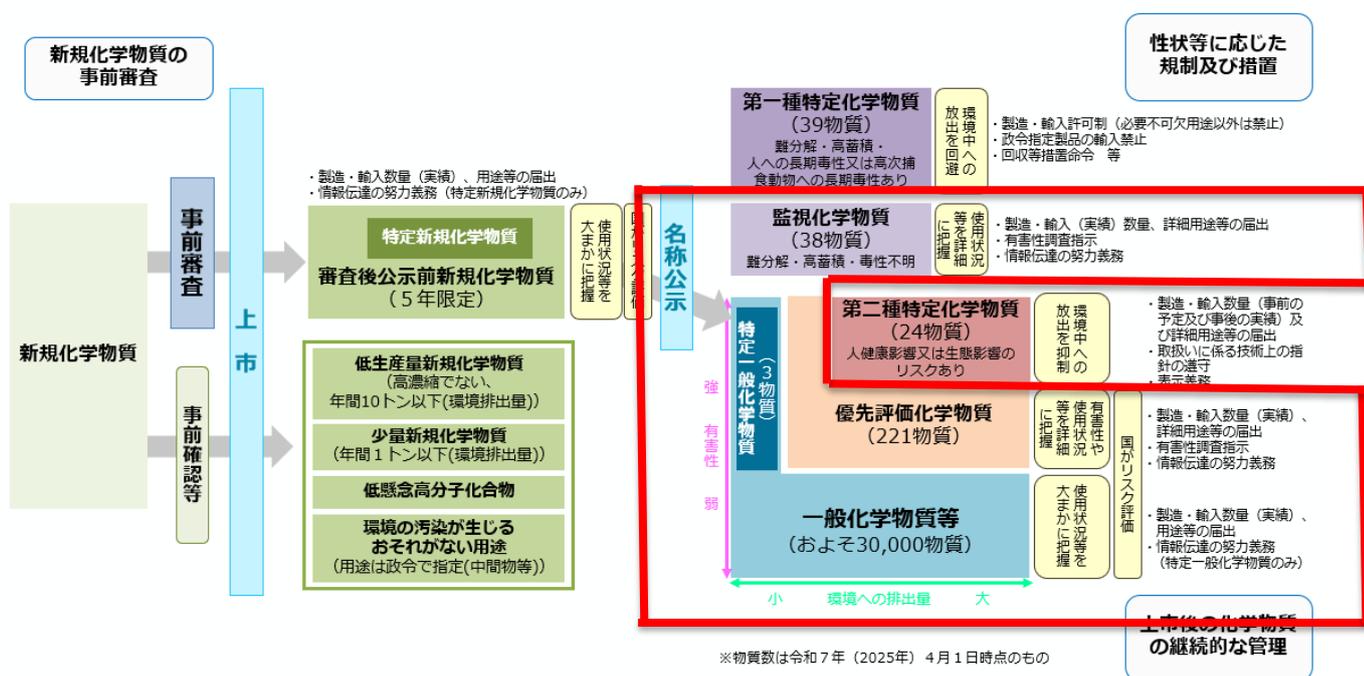
○一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の届出

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html

届出の方法は、化審法における化学物質の位置づけにより異なります。本記載要領は、化審法に基づく一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の届出手続き及び提出書類の記載方法等について説明するものです。第二種特定化学物質の届出につきましては、別途「第2種特定化学物質及び第2種特定化学物質使用製品の実績・予定数量等に係る記載要領²」を参照してください。

化審法の体系

* 赤枠内が本記載要領でカバーしている範囲です。



届出された情報の取り扱いについて

届出された情報は、化審法の執行支援を行う独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と共有させていただきます。届出された内容については、必要に応じて経済産業省、NITEから照会させていただくことがあります。スクリーニング評価、リスク評価の関係上、照会は届出年度には限りませんのでご了承ください。また、必要に応じて化審法を共管する厚生労働省及び環境省とも共有させていただきます。なお、化審法等化学物質管理政策以外の目的で使用されることはありません。

² 第2種特定化学物質及び第2種特定化学物質使用製品の実績・予定数量等に係る記載要領
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/class2specified.html

1-2. 届出手続きの概要

1) 届出義務者

届出義務が課せられているのは、2025年度(2025年4月1日～2026年3月31日)に、届出対象物質を製造又は輸入した事業者です。

なお、届出を行わない、若しくは虚偽の届出をした場合には罰則(化審法第 60 条、第 62 条)が定められています。

【罰則】

一般化学物質	化審法第 62 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の過料に処する。 一 第八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第三十二条第一項又は第三十五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
優先評価化学物質 監視化学物質	化審法第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 略 二 第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2) 届出対象物質

化審法における化学物質の区分	届出対象となる製造・輸入量	届出様式
一般化学物質： 既存化学物質 ³ 旧第二種監視化学物質 ⁴ 旧第三種監視化学物質 ⁵ 新規公示化学物質 ⁶ (特定一般化学物質含む) 優先評価化学物質の指定を取り消された物質 ⁷ 判定済かつ未公示の新規化学物質(特定新規化学物質含む)	1t以上	4-2. 参照
優先評価化学物質 ⁸	1t以上	4-3. 参照
監視化学物質 ⁹	1kg以上	4-4. 参照

※最新の届出書作成支援ソフト(とマスタ辞書)を使用すれば、官報整理番号(MITI 番号)またはCAS登録番号の入力により自動的に届出対象年度における区分が表示されます。

※判定済の新規化学物質のうち、優先評価化学物質と判定、指定されたものについては優先評価化学物質として届け出てください。

※令和6年度末(2024年度末)まで優先評価化学物質 通し番号 86 であった「**α-(ノニルフェニル)-ω-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)**(別名**ポリ(オキシエチレン)**=ノニルフェニルエーテル)」(以下「NPE」という。)は、令和7年(2025年)4月1日に第二種特定化学物質に指定されました。令和8年度(2026年度)の予定及び実績数量は第二種特定化学物質として届出をして下さい。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/NPE_risk_assessment.html

³既存化学物質：https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list3.action?category=141&request_locale=ja

⁴旧第二種監視化学物質：https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list2.action?category=122&request_locale=ja

⁵旧第三種監視化学物質：https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list2.action?category=123&request_locale=ja

⁶新規公示化学物質(2011年3月31日以前届出)：

https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list2.action?category=130&request_locale=ja

新規公示化学物質(2011年4月1日以降届出)：

https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list7.action?category=240&request_locale=ja

⁷優先評価化学物質の指定を取り消された物質：https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list7.action?category=260&request_locale=ja

⁸優先評価化学物質：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/yusen/yusen_ichiran.pdf

⁹監視化学物質：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/monitoring_chemicals_list.pdf

3) 届出方法及び届出期間等

原則、届出者は、当該届出者に係る全ての届出書を取り纏め一度に届出してください。

届出方法には、電子申請、光ディスク、書面による方法があります。届出書の到達確認が必要な場合は、電子申請をご活用ください。書面による届出は、届出期間が短いのでご注意ください。

届出書の作成にあたっては、届出情報の記載チェックが可能な届出書作成支援ソフトをご活用ください。書面による場合でも、届出書作成支援ソフトを用いて届出データを入力し、届出書を印刷することが可能です。

届出方法	届出期間	受付方法	手続方法
電子申請	4月1日～7月31日	e-Gov	3-1. 参照
光ディスク	4月1日～7月31日(必着)	郵送	3-2. 参照
書面	4月1日～6月30日(必着)	郵送	3-3. 参照

※届出書作成支援ソフトは最新版(ver.05.00.00.00)をダウンロードしたうえで、インストールしてください。

【注意】

ver.04.00.00.06 以前のバージョンの場合、「自動更新」ボタンを押しても、最新版に更新できません。改めて最新版(ver.05.00.00.00)をダウンロードしたうえで、インストールして下さい。

なお、2025年3月に公開した ver.05.00.00.00 を導入されている場合、[改修内容](#)をご確認いただき、必要に応じ、2025年6月公開版を再ダウンロードし、インストールしてください(「自動更新」ボタンを押しても更新できません)。

届出方法	事前準備 2-1. 及び 2-2. 参照	届出期間内
電子申請	<ul style="list-style-type: none"> ・GビズIDを取得^{※1} ・届出書作成支援ソフトのダウンロードとインストール ・マスタ辞書の更新^{※2}(4月1日中) 	下記を e-Gov 経由で届出 <ul style="list-style-type: none"> ・届出書作成支援ソフトで作成した届出書データ(XML)
光ディスク	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書作成支援ソフトのダウンロードとインストール ・マスタ辞書の更新^{※2}(4月1日中) ・光ディスク 	下記を郵送 <ul style="list-style-type: none"> ・光ディスク提出票 ・届出書作成支援ソフトで作成した届出書データ(XML)を保存した光ディスク
書面	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書作成支援ソフトのダウンロードとインストール ・マスタ辞書の更新^{※2}(4月1日中) 	下記を郵送 <ul style="list-style-type: none"> ・届出書

	・届出書作成支援ソフトを使用できない場合は当省ウェブサイトから正しい様式をダウンロード	
--	---	--

※1: 電子申請にて届出を行う場合は、e-Gov にはGビズ ID プライムかメンバーアカウントによるログインが必要です。それ以外(e-Gov アカウント等)のログインでは届出の受付が出来ません。また、Gビズ ID プライム・メンバーアカウントの事業者情報(法人番号など)と届出書データ(XML)の事業者情報(法人番号など)が異なる場合は、届出の受付が出来ません。

【GビズIDの手続き】

デジタル庁「GビズID」のページよりお願いいたします。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※2: 2026 年度届出用のマスタ辞書のバージョンは、ver16.00.00.00 です。更新操作後、必ずバージョンが更新されたことをご確認下さい。

2. 初めて届出される場合に必要手続きについて

2-1. 届出書作成支援ソフトの導入

届出書作成支援ソフトを初めて利用される場合は下記の1)～4)の作業を行ってください。
その他の詳細な操作方法については、【届出書作成支援ソフトマニュアル】¹⁰を確認してください。

- 1) 経済産業省のウェブサイトで、届出書作成支援ソフト(ver.05.00.00.00)ZIP 版をダウンロードしたうえで、インストールしてください。

※ver.04.00.00.06 以前のバージョンの場合、「自動更新」ボタンを押しても、最新版に更新できません。改めて最新版(ver.05.00.00.00)をダウンロードしたうえで、インストールして下さい。

※【保存】を選択した場合：パソコンで設定されている保存先に自動保存されます。

【名前を付けて保存】を選択した場合：任意のフォルダを選択して保存してください。

- 2) 届出書作成支援ソフト(ver.05.00.00.00) を起動します。
保存したフォルダから[kashinho]→[bin]→ [Todokede. exe] を実行します。

- 3) 事業者情報等を登録します。

①メニュー [ツール (T)] → [事業者情報設定] をクリックします。

②【事業者情報】及び【連絡担当者情報】を入力して [保存] をクリックします。

※ **こちらに登録された情報が届出書に記載されます。正確に記入してください。**

※ 事業者情報に変更になった場合には、②で登録した情報を修正し、届出者情報等変更届（7-4. 届出書に記載した届出者情報又は担当者情報に変更が生じた場合 参照）を提出してください。

- 4) マスタ辞書を更新します。

① [ヘルプ] → [バージョン情報] をクリックします。

② マスタ辞書の [自動更新] をクリックします。

※自動更新を行えない場合は、辞書付きの CD-ROM 版を配布しております。ご希望の場合は、[申込用紙](#)に必要事項を記入の上、返信用封筒（A4 サイズ、切手貼付）を同封して、以下までお申し込みください。

【申し込み先】

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省産業保安・安全 G 化学物質管理課 化学物質安全室 届出担当

※マスタ辞書とは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)が提供する一般化学物質等製造数量等届出のための化学物質のリストです。官報整理番号に対応した官報公示名称、化審法上の区分等が登録されています。届出書作成支援ソフトに取り込み使用します。
2026年4月1日中に更新されますので、必ず更新し、ver16.00.00.00になったことを確認

¹⁰ 届出書作成支援ソフトマニュアル

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/files/jppansystem/manual_2026fy.pdf

してから届出書を作成してください。マスタ辞書の詳細説明は NITE のウェブサイト¹¹を確認してください。

以上で導入は完了です。その他の詳細な操作方法については【届出書作成支援ソフトマニュアル】¹⁰を確認してください。

2025 年 3 月に公開した ver. 05.00.00.00 から一部不具合を改修して、2025 年 6 月に ver. 05.00.00.00 を公開しております。改修内容とエラーメッセージの注意事項については [こちら](#) をご確認ください。（それ以外にも不具合やご不明点等ございましたら、「9. 問い合わせ先」に記載の経済産業省化学物質管理課化学物質安全室までお問い合わせください）

2-2. 電子申請の事前準備

電子申請は、電子政府の総合窓口 e-Gov から行います。事前準備として次の1)及び2)の作業が必要です。

1) e-Gov アプリのインストールを行います。

詳しい手続きについては、「e-Gov 電子申請システムを使用した一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質の製造数量等届出マニュアル¹²」を参照してください。

2) G ビズ ID を取得します

e-Gov から電子申請を行う場合には、「G ビズ ID」を、事前に取得する必要があります。

G ビズ ID には、G ビズ ID プライム、G ビズ ID メンバー、G ビズ ID エントリーという3種類のアカウントがありますが、化審法の電子申請には **G ビズ ID プライム、G ビズ ID メンバーのみ使用可能** となりますので、デジタル庁への事前の申請が必要です。

申請は、デジタル庁「[G ビズ ID \(https://gbiz-id.go.jp/top/\)](https://gbiz-id.go.jp/top/)」のページよりお願いいたします。**手続きには2週間程度必要になります。お早目にご準備ください。**

※G ビズ ID に関するお問い合わせは、上記のページにあります「お問い合わせ」先にお願ひします。

※G ビズ ID ご利用時の注意事項

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/notes/gbiz-id-use.html>

例えば、e-Gov アカウントなどから G ビズ ID アカウントにアカウント種別を変更する際など、こちらの注意事項を御参照ください。

※「届出者等コード(7桁の ID)」は廃止になりました。

¹¹ 「一般化学物質等製造(輸入)実績等届出書作成支援ソフトの辞書ファイル」のご説明(NITE)

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/jisyo02.html

¹² e-Gov 電子申請システムを使用した一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質の製造数量等届出マニュアル https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippansystem/e-gov_manual.pdf

3. 届出方法について

3-1. 電子申請による届出

電子申請は、「届出書作成支援ソフト」により作成した届出書データを、電子政府の総合窓口(e-Gov)から届出する方法です。本制度の届出を初めて電子申請で実施される方は、あらかじめ、届出書作成支援ソフトの導入(2-1. 参照)及び電子申請の事前準備(2-2. 参照)を実施してください。

1) 届出書作成支援ソフト(ver.05.00.00.00)(最新版) から電子申請用 XML ファイルを作成します。

詳細は、「届出書作成支援ソフトマニュアル¹⁰」を確認してください。

① 届出書作成支援ソフトを更新します。

- ・ 「届出書作成支援ソフト(ver.05.00.00.00)」により届出書を作成する必要があります。
- ・ 1つ前のバージョン(ver.04.00.00.06)から自動更新はできません。最新版(ver.05.00.00.00)をダウンロードしたうえで、インストールしてください。
- ・ 2025年度より届出書の様式が改正されたため、最新版ソフトを使用してください。(旧版(ver.04)のソフトでは、改正前の届出書の様式で作成されますので、受付できません。)
- ・ 今後のバージョンアップに自動更新を適用するためには、お手数でも ver.05.00.00.00(最新版)のダウンロードをしたうえで、インストールが必要になりますのでご了承ください。

② マスタ辞書を更新します。

届出書作成支援ソフトに利用するマスタ辞書は毎年更新されます。届出書作成支援ソフトにおいても、必ず毎年辞書情報を最新版に更新してください。(更新操作後、ver16.00.00.00 になったことを確認してから届出書を作成してください。)

③ 届出書作成支援ソフトを用いて届出データを入力します。

④ 「電子申請用 XML ファイル」を作成します。

2) e-Gov から電子申請による届出を行います。

届出書作成支援ソフトに保存した XML ファイルを、e-Gov から電子申請します。

詳細は、必ず「届出書作成支援ソフトマニュアル¹⁰」及び「e-Gov 電子申請システムを使用した一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質の製造数量等届出マニュアル¹²」を確認してください。

① e-Gov ポータル¹³からログインします。(必ず **G ビズ ID プライム**か**メンバー**でログイン)

② 「¥kashinho¥todokede¥output¥XML」に保存された XML ファイルを e-Gov の画面で添付してから送信してください。

【e-Gov を利用した電子届出に際して電子署名用の電子証明書の添付では受付できません。】

(e-Gov の手続き画面に、「電子署名必要」と記載されていますが、電子署名は不要です。G ビズ ID プライムかメンバーでログインをしてください。)

※第2種特定化学物質の届出もある場合、一般化学物質等とは別に出だし、e-Gov からの届出も別々に申請してください。(第2種特定化学物質の届出につきましては、別途「第2種特定化学物質及び第2種特定化学物質使用製品の実績・予定数量等に係る記載要領²」を参照してください。)

¹³ e-Gov ポータル
<https://www.e-gov.go.jp/>

3) 届出書提出後の進捗状況等の確認について

届出の進捗状況は e-Gov のステータスで確認することができます。(e-Gov マイページ)
e-Gov から電子申請された場合であっても、届出が完了しているとは限りません。**電子申請後、ステータスが「手続終了」となったことを必ず確認してください。**ステータスは審査状況に応じて「到達→審査開始→手続終了」と遷移します。

到達:

電子申請された状態です。ただし、この時点では届出は完了していませんのでご注意ください。

審査開始:

電子申請の届出の様式審査が開始された状態です。ただし、この時点では届出は完了していません。データのレイアウト不備等により「拒否発出」される場合があります。その場合は、不備を確認し、再度電子申請を行ってください。

再度の電子申請については、拒否発出への返信ではなく、必ず最初からやり直しをお願いします。詳細は、「e-Gov 電子申請システムを使用した一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質の製造数量等届出マニュアル¹²」を確認してください。

手続終了:

電子申請の届出が受付されました。

※その後においても、経済産業省若しくは独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)より届出内容について照会等させていただくことがありますことご了承ください。

3-2. 光ディスクによる届出

光ディスクによる届出は、「届出書作成支援ソフト」により作成した届出書を、光ディスクに記録して届出する方法です。本制度の届出を初めて実施される方は、あらかじめ、届出書作成支援ソフトの導入(2-1. 参照) を実施してください。光ディスクは事業者においてご用意ください。

1) 届出書作成支援ソフト(ver.05.00.00.00)(最新版) から光ディスク届出用 XML ファイルと光ディスク提出票(様式第 18)を作成します。

詳細は、「届出書作成支援ソフトマニュアル¹⁰」を確認してください。

① 届出書作成支援ソフトを更新します。

- ・ 「届出書作成支援ソフト(ver.05.00.00.00)」により届出書を作成する必要があります。
- ・ 1つ前のバージョン(ver.04.00.00.06)から自動更新はできません。最新版(ver.05.00.00.00)をダウンロードしたうえで、インストールしてください。
- ・ 2025年度より届出書の様式が改正されたため、最新版ソフトを使用してください。(旧版(ver.04)のソフトでは、改正前の届出書の様式で作成されますので、受付できません。)
- ・ 今後のバージョンアップに自動更新を適用するためには、お手数でも ver.05.00.00.00(最新版)のダウンロードをしたうえで、インストールが必要になりますのでご了承ください。

② マスタ辞書を更新します。

届出書作成支援ソフトに利用するマスタ辞書は毎年更新されます。届出書作成支援ソフトにおいても、必ず毎年辞書情報を最新版に更新してください。(更新操作後、ver16.00.00.00になったことを確認してから届出書を作成してください。)

③ 届出書作成支援ソフトを用いて届出データを入力します。

④ 光ディスク届出用 XML ファイルと光ディスク提出票(様式第 18)を作成します(16 頁 記載)

例参照)。

2) 光ディスク届出用 XML ファイルが格納された光ディスクと光ディスク提出票(様式第 18)を郵送します。

- ① 光ディスク提出票(様式第 18)を印刷します。
- ② 作成した光ディスク届出用 XML ファイルを光ディスクへ保存(書込)します。
- ③ 光ディスク提出票(様式第 18)及び光ディスクを封筒に同封し、下記提出先に郵送してください。

※封筒に「一般化学物質等数量等届出 光ディスク提出票(様式第 18)及び光ディスク」等提出する様式名等を朱書きしてください。

※第二種特定化学物質の届出もある場合、一般化学物質等とは別に第二種特定化学物質のみのファイルを出力し、一般化学物質等とは別の光ディスクにファイルをコピーしてください。

(第2種特定化学物質の届出につきましては、別途「第2種特定化学物質及び第2種特定化学物質使用製品の実績・予定数量等に係る記載要領²」を参照してください。)

【提出先】

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省産業保安・安全 G 化学物質管理課 化学物質安全室 届出担当

記載例

様式第 18(第 20 条関係)

※届出書作成支援ソフトでは、様式第 21 と出力されますが
そのままご提出ください。

光ディスク提出票

届出書作成支援ソフト
で自動入力されます。

〇〇年△△月××日

経済産業大臣 殿

届出書作成支援ソフト
で自動入力されます。

名 称: 経済産業株式会社
代表者氏名: 代表取締役社長 経済 太郎
住 所: 東京都千代田区霞が関1-3-1

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 条第 項の規定による申請(、届出又は報告)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。
本票に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1 光ディスクに記録された事項

法人番号 : 1234567890123
一般化学物質製造数量等届出書 : 1 件
優先評価化学物質製造数量等届出書 : 0 件
監視化学物質又は第2種特定化学物質等製造数量等届出書 : (1)0 件(2)0 件(3)0 件
第2種特定化学物質製造(輸入)予定数量等届出書又は変更届出書 : (1)0 件 (2)0 件(3)0 件(4)0 件
(第2種特定化学物質使用製品輸入予定数量等届出書又は変更届出書)

2 光ディスクと併せて提出される書類

他に提出する書類がない場合は欄の省略可能です。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請(、届出又は報告)の適用条文名を記載する。
- 3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
- 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請(、届出又は報告)の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
- 5 該当事項がない欄は、省略する。

3-3. 書面による届出

書面の場合でも、届出書作成支援ソフトを用いて届出書を作成いただくことを推奨しています。届出データを入力し、届出書を印刷することが可能です。自動で記載チェックを行うこともできますので、ご活用いただきますよう、お願いいたします。

1) 届出書(書面)を作成します。

●届出書作成支援ソフト(ver.05.00.00.00)(最新版)を利用する場合

初めて使用される方は、あらかじめ「届出書作成支援ソフトの導入(2-1. 参照)」を実施してください。**詳細は、「届出書作成支援ソフトマニュアル¹⁰」を確認してください。**

① 届出書作成支援ソフトを更新します。

- ・「届出書作成支援ソフト(ver.05.00.00.00)」により届出書を作成する必要があります。
- ・1つ前のバージョン(ver.04.00.00.06)から自動更新はできません。最新版(ver.05.00.00.00)をダウンロードしたうえで、インストールしてください。
- ・2025年度より届出書の様式が改正されたため、最新版ソフトを使用してください。(旧版(ver.04)のソフトでは、改正前の届出書の様式で作成されますので、受付できません。)
- ・今後のバージョンアップに自動更新を適用するためには、お手数でもver.05.00.00.00(最新版)のダウンロードをしたうえで、インストールが必要になりますのでご了承ください。

② マスタ辞書を更新します。

届出書作成支援ソフトに利用するマスタ辞書は毎年更新されます。届出書作成支援ソフトにおいても、必ず毎年辞書情報を最新版に更新してください。(更新操作後、ver16.00.00.00になったことを確認してから届出書を作成してください。)

③ 届出書作成支援ソフトを用いて届出データを入力します。

④ 届出書作成支援ソフトから届出書を印刷します。

●届出書作成支援ソフトを利用しない場合

① 届出書様式を入手します。

一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質それぞれ届出様式が異なりますので、それぞれの物質区分ごとの様式を用いて作成してください。

各様式については、経済産業省のウェブサイトより入手できます。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html

※2025年度より届出様式が変更されていますのでご注意ください。

② 届出書を作成します。記載漏れや誤記等がないよう確認してください。

2) 届出書(書面)を提出します。

届出書を郵送で提出します。**メールで送付された届出書は受付できません。**

※化合物ごとに左上をホチキス止めしてください。

※一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質の区分ごとに、官報整理番号順に並べ、届出書を束ねてご提出ください。

※第2種特定化学物質の届出もある場合、区分を分けた上で、一般化学物質等と一緒に届出してください。

※封筒に「一般化学物質等製造数量等届出」と記載するとともに、区分(「一般」、「一般及び優先」、「優先」等)を朱書きで明記してください。

【提出先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 産業保安・安全 G 化学物質管理課 化学物質安全室 届出担当

4. 届出書の記載等について

4-1. 届出書の記載に関する注意事項

① 最新の様式で届出してください。

2025年4月1日に様式の改正を行いました。最新の様式で届出してください。

② 化合物毎に届出してください。(一般化学物質及び優先評価化学物質)

- ・ 2019年度届出から、届出の単位が構造の同じ化合物毎に変更されました。届出書には、「官報公示名称」に加え、「物質名称」の記載が必要です。
- ・ 「物質名称」の記載欄には、製造・輸入した化合物の構造がわかる名称(IUPAC名称、CAS登録番号を把握している場合はCASインデックス名称等)を記載してください。
- ・ CAS登録番号を把握している場合は必ず記載してください。
- ・ 同じ官報整理番号に該当していても、異性体の種類(構造異性体、立体異性体等)によらず、構造が異なることを把握されている場合には、化合物毎(CAS登録番号毎等)に複数の届出書を作成してください。(下記例)参照)
- ・ 該当する官報整理番号とCAS登録番号の組合せが同じでも、取り扱っている化合物が複数ある場合は、化合物毎に届出をし、「物質名称」により違いが分かるように記載してください。
- ・ 製造・輸入量の合計値が1t未満となる化合物については、届出する必要はありません。

例) 「官報整理番号 2-16 ブテン」の届出書

No	CAS登録番号	物質名称	届出書作成
1	106-98-9	1-ブテン	1件の届出書として作成
2	107-01-7	2-ブテン	立体異性体が二つ(下記のNo.4、5)存在しているため、分けることが可能であれば、化合物毎に2件の届出書を作成。つまり、No.4、5としてそれぞれ届出。
3	115-11-7	イソブテン	1件の届出書として作成
4	590-18-1	(Z)-ブター-2-エン	1件の届出書として作成
5	624-64-6	(E)-ブター-2-エン	1件の届出書として作成
6	25167-67-3	ブテン	No.1~5を全て含む可能性があるため、分けることが可能であれば、化合物毎に複数の届出書を作成。つまり、No.1、3、4、5としてそれぞれ届出。

●新規化学物質としては取り扱わない化学物質の場合

製造・輸入した化学物質について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(以下、運用通知)により新規化学物質としては取り扱わない化学物質であり、官報整理番号が当該化学物質自体にはなく、構成する酸ごと塩基ごとにしか付与されていない場合(塩)や、構成する単位重合体ごとにしか付与されていない場合(ブロック重合体、グラフト重合体)等、2つ以上の官報整理番号で示される場合は、当該官報整理番号及びそれに対応する官報公示名称を、「官報公示名称2」及び「官報整理番号2」、「官報公示名称3」及び「官報整理番号3」欄に記

載してください。4つ以上の官報整理番号で示される場合は、重量の大きい3つを記載してください。(詳細は、「5-1. 塩等の届出方法について」及び「5-2. ブロック重合体及びグラフト重合体の届出方法について」を参照してください)

なお、2つ以上の官報整理番号の記載欄に、反応前の原料を複数記載するケースや、混合物の成分を複数記載するケースが散見されます。これらの場合は、反応生成物としての届出、成分毎の届出となりますので、ご注意ください。また、複数の官報整理番号が該当する場合についても、対象範囲が製造・輸入される化合物に最も近い番号を選択し、一つだけ記載してください。

注意： 令和8年4月1日に施行された化審法運用通知は、令和9年度(令和8年度実績分の届出)からの適用になります。

③ お取り扱いの物質の実態と官報公示名称の範囲が一致するかどうか確認してください。

届出書作成支援ソフトで利用するマスタ辞書は、一般化学物質等の製造数量等の届出支援を目的としたものです。そのため、完全一致ではない化審法官報整理番号とCAS登録番号のひも付け情報も収載されています。マスタ辞書に載っている組み合わせであっても一定の条件に合致しないものについては、当該CAS登録番号が当該化審法官報整理番号に該当しない可能性もありますのでご注意ください。お取り扱いの物質の実態と官報公示名称の範囲が一致する場合に限り、当該化審法官報整理番号に該当します。

辞書をご利用になる際の注意点

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/jisyo01.html

④ 用途番号は正確に記載してください。特に、中間物に該当していないか再度確認してください。

出荷量と用途情報により、排出量の計算を行います。誤った用途番号を選択すると、スクリーニング評価やリスク評価が適切に行われません。用途分類解説資料¹⁴を参照し、該当する用途番号を正しく選択してください。

NITEでは用途分類に関する参考情報を提供しておりますので、用途選択に関してはNITEの情報¹⁴¹⁵を参考にして下さい。

中間物の用途を誤って、最終用途(例えば、用途番号:113、用途分類:水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。))を記載して届出されている場合がありますのでご注意ください。(その他の事例については、後述の【用途の誤り】を参照してください。)

¹⁴ 用途分類解説資料

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/yotokaisetsu_2019fy.pdf

¹⁵ 化審法における用途分類

<https://www.nite.go.jp/chem/risk/youtobunrui.html>

また、用途番号「198(その他の原料、その他の添加剤)」を選択して届出されている場合がありますが、用途分類解説資料¹⁴を参照し、該当する用途番号を正しく選択してください。該当する用途番号がない場合は、化審法対象外である可能性もあります(⑤参照)。

例) 届出者が一般化学物質である化合物 A を 100t 出荷し、次の事業者が化学反応をさせて化合物 B にしたものを混合して家庭用の水系洗浄剤にしている場合。

化合物 A の用途は、化合物 B の原料であり、中間物に該当するので正しい用途番号は「101(中間物)」です。誤って最終用途の「113(水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。))」を選択した場合、スクリーニング評価で用途から計算される排出量(水域)は、本来の約 3000 倍の排出量として算出されることになり過大な排出量としての評価になる可能性があります。

101の場合 100×0.0003 (「101」の排出係数) = 0.03t

113の場合 100×1 (「113」の排出係数) = 100t

⑤ 化審法対象外用途の化学物質にご注意ください。

医薬品や農薬等の有効成分であり、化審法第 55 条に基づき化審法対象外用途であるにもかかわらず、用途番号「198(その他の原料、その他の添加剤)」を選択して届出されている場合がありますのでご注意ください。

例) 届出者が化合物 C を 100t 出荷し、次の事業者が化学反応をさせずに混合して農薬にする場合。

化合物 C は、農薬の有効成分として使用されるため、化審法の対象外となります。

4-2. 一般化学物質(様式第11)の記載方法

様式第11 (第9条の2第2項関係)

1 / 3

書類名 一般化学物質製造数量等届出書

提出日 (西暦) 2026年 6月 1日

西暦で記載してください。

あて先 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

経済産業株式会社

代表取締役 経済 太郎

届出者の住所

東京都千代田区霞が関1-3-1

法人番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署 環境安全部環境安全課

担当者氏名 産業 次郎

電話番号 03-3501-1511

メールアドレス sangyo-jiro@keizaisangyo.co.jp

本件届出に係る届出者の担当部署名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載してください。

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあつては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0 t 以上の場合は届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
5. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Chemical Abstracts Service)によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
6. 記入単位はtとして、小数点以下は四捨五入の上、有効数字を1桁として記入すること。なお、小数点以下は四捨五入の上、実数で記入することもできる。
7. 製造数量・出荷数量には、同一の製造・輸入者の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めないものとする。
8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち「109」又は「198」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
10. 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

(1) 化学物質名称等

製造・輸入した一般化学物質の名称と番号

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

物質名称

2-エチルヘキサン-1, 3-ジオール

製造・輸入した化合物の構造がわかる名称 (IUPAC 名称、CAS 登録名称等) を記載してください。

..

CAS 登録番号 (CAS RN)

9	4							-	9	6	-	2
---	---	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、官報整理番号1の欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号 (7桁) を記載すること。

官報に掲載されている名称を記載してください。[製造・輸入した一般化学物質の名称と番号]の物質名称と一致する場合でも、同一の名称を記載してください。

官報公示名称1 アルカン (C = 5 ~ 2.2) ジオール

官報整理番号1

2	-	2	4	0				
---	---	---	---	---	--	--	--	--

(官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

官報公示名称2

官報整理番号を左詰めで記載してください。
空欄の場合、受け付けることができません。

官報整理番号2

	-							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

(官報整理番号は左詰め)

官報公示名称3

官報整理番号3

	-							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

(官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した一般化学物質が法第11条 (第2号ニに係る部分に限る。) の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であつたときの物質管理番号

--	--	--	--	--

(物質管理番号は左詰め)

高分子化合物の該当の有無 (該当する場合は○印を記入)

西暦で記載してください。

(2) 製造数量、輸入数量及び出荷数量

西暦

2	0	2	5
---	---	---	---

 年度実績値

数量1t未満の場合、記載不要です。合計数量のみ記載してください。

3 / 3

製造・輸入合計数量が1t以上の場合は、届出が必要です。

年度計

製造・輸入合計数量 100 (t)	製造数量 90 (t)	輸入数量 10 (t)
出荷合計数量 100 (t)		

「出荷合計数量」は用途別出荷数量に記載した1t以上の出荷数量の合計値ではなく、実際に出荷した全ての出荷数量(小数点第一位を四捨五入すると1t未満となる出荷を含む)を有効数字1桁または実数で記載してください。そのため、「出荷合計数量」は用途別の「出荷数量」の合計値と一致しない場合があります。

(3) 用途別出荷数量

用途番号

1	2	5
---	---	---

具体的用途 ()

出荷数量

70

 (t)

1	2	7
---	---	---

具体的用途 ()

20

 (t)

1	9	8
---	---	---

具体的用途 (○○用△△剤)

5

 (t)

--	--	--

具体的用途 ()

--

 (t)

--	--	--

具体的用途 ()

--

 (t)

用途番号が「109」又は「198」の場合は、具体的用途を記載してください。それ以外は具体的用途を記載しないでください。

用途別出荷数量が1t未満である場合は出荷数量、用途番号共に記載不要です。

--	--	--

具体的用途 ()

--

 (t)

--	--	--

具体的用途 ()

--

 (t)

--	--	--

具体的用途 ()

--

 (t)

--	--	--

具体的用途 ()

--

 (t)

--	--	--

具体的用途 ()

--

 (t)

--	--	--

具体的用途 ()

--

 (t)

--	--	--

具体的用途 ()

--

 (t)

--	--	--

具体的用途 ()

--

 (t)

【各項目の記入注意事項】

1. 法人番号

13 桁の「法人番号」を記載してください。

法人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁が法人に対して指定した番号です。法人番号が不明な場合は、国税庁のウェブサイト等で確認してください。

個人事業者等法人番号を有していない場合は空欄としてください。届出書作成支援ソフトを利用される場合は、経済産業省化学物質安全室にご連絡ください。法人番号の代わりとなる番号を付与します。

1. 担当部署、担当者氏名及び連絡先

届出者の担当部署等を記載してください。

2. (1) 物質名称

製造・輸入した化合物の構造がわかる名称(IUPAC 名称、CAS 登録名称等)を記載してください。**原則、化合物毎の届出となるため、同じ官報整理番号に該当していても、異なる化合物の場合は、別々に届出してください。**判定済かつ未公示の新規化学物質の場合は、判定通知書に記載されている物質名称と同じ名称を記載してください(7-1. 参照)。

2. (1) CAS 登録番号(CAS RN)

CAS 登録番号を把握している場合は必ず記載してください。

なお、CAS 登録番号がない場合に番号を取得することや、把握していない場合に有料データベースを検索することを求めているものではありません。

2. (1) 官報公示名称、官報整理番号

官報に掲載されている名称(官報公示名称)を記載してください。

官報整理番号は左詰めで記載してください。

“官報整理番号 1”が空欄の届出書は受付できません。ご注意ください。

判定済かつ未公示の新規化学物質の場合は、新規化学物質に関する審査の処理番号(7 桁)を右詰めで記載してください(7-1. 判定済かつ未公示の新規化学物質(化審法第8条第2 項において準用する新規化学物質)の届出について 参照)。

●新規化学物質としては取り扱わない化学物質の場合

製造・輸入した化学物質について、運用通知により新規化学物質としては取り扱わない化学物質であり、官報整理番号が当該化学物質自体にはなく、構成する酸ごと塩基ごとにしか付与されていない場合(塩)や、構成する単位重合体ごとにしか付与されていない場合(ブロック重合体、グラフト重合体)等、2つ以上の官報整理番号で示される場合は、「4-1. 届出書の記載に関する注意事項」②、「5-1. 新規化学物質として取り扱わない塩等の届出方法について」及び「5-2. ブロック重合体及びグラフト重合体の届出方法について」を参照してください。

2. (1) 優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であったときの物質管理番号

該当する場合には、優先評価化学物質であったときの物質管理番号(通し番号)を左詰めで記載してください。届出書作成支援ソフトを用いて作成する場合は、システムで自動入力されます。また、J-CHECK で確認することもできます。

2. (1) 高分子化合物の該当の有無

化審法における高分子化合物は、以下の基準をいずれも満たした物質です。該当する場合は、当該欄に「○」を記載して届出してください。なお、同じ官報整理番号とCAS登録番号の組み合わせで、高分子物質の該非が異なる化学物質がある場合は、物質名称の後に括弧書きで平均分子量などの情報を記入してください。

- ◆ 1種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満。
- ◆ 数平均分子量が1,000以上

2. (2) 製造・輸入合計数量

記入単位は「t」です。

「製造数量」及び「輸入数量」には記載しない1t未満の数量も含めた全ての製造・輸入数量を合計した上で、有効数字1桁(左から2桁目を四捨五入)または実数(小数点以下を四捨五入)で記載してください。

製造・輸入合計数量が1t未満の場合、届出の必要はありませんのでご注意ください。

2. (2) 製造数量、輸入数量

記入単位は「t」です。

「物質名称」に記載した物質の製造数量及び輸入数量を記載してください。

製造、輸入各数量が1t未満の場合は、製造数量及び輸入数量への記載は不要です。

2. (2) 出荷合計数量

記入単位は「t」です。

用途別出荷数量に記載した1t以上の出荷数量の合計値ではなく、実際に出荷した全ての出荷数量(小数点第一位を四捨五入すると1t未満となる出荷を含む)の合計値を有効数字1桁または実数で記載してください。そのため、「出荷合計数量」は用途別の「出荷数量」の合計値と一致しない場合があります。出荷数量は製造又は輸入した年度にかかわらず、当該年度に出荷した化学物質の数量となりますので、在庫の状況により製造・輸入合計数量と出荷合計数量が一致しない場合があります。

2. (3) 出荷数量

記入単位は「t」です。

「物質名称」に記載した物質の出荷数量について記載してください。前年度に、1t以上出荷した用途ごとの数量を、有効数字1桁(左から2桁目を四捨五入)または実数(小数点以下を四

捨五入)で記載ください。当該年度に出荷がなかった場合や、用途ごとにすると1t未満になる場合は、当該欄を空欄のまま届出書をご提出ください。

2. (3) 用途番号、具体的用途

出荷に係る用途は、化審法化学物質用途分類表¹⁶の中の用途番号(3桁の数字)から選択してください。出荷先等からの情報をもとに、該当する番号を選択してください。(「4-1. 届出書の記載に関する注意事項④参照」)「用途番号」の3桁の数字は優先評価化学物質、監視化学物質も含め、全区分の物質に共通の番号となっています。

輸出の場合は、海外における用途にかかわらず、用途番号「199(輸出用のもの)」を選択してください。

用途分類に当てはまる番号がない場合には、用途番号「198(その他の原料、その他の添加剤)」を選択し、右側のカッコ内に「具体的な用途」を必ず記載してください。また、用途番号「109(その他の溶剤(102から108までに掲げるものを除く。))」を選択した場合にも、右側のカッコ内に「具体的な用途」を必ず記載してください。

「出荷数量」が1t以上ある場合は、「用途番号」も必ず記載してください。「出荷数量」が1t未満の場合は「出荷数量」及び「用途番号」の記載は不要です。どちらかだけの記載は誤りです。

¹⁶ 化審法化学物質用途分類表

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/yusenyoto_2019fy.pdf

4-3. 優先評価化学物質(様式第12)の記載方法

様式第12 (第9条の3第2項関係)

書類名 優先評価化学物質製造数量等届出書

1 / 3

提出日 (西暦) 2026 年 6 月 1 日

西暦で記載してください。

あて先 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

..... 経済産業株式会社

..... 代表取締役 経済 太郎

届出者の住所

..... 東京都千代田区霞が関1-3-1

法人番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署 環境安全部環境安全課

担当者氏名 産業 次郎

電話番号 03-3501-1511

メールアドレス sangyo-jiro@keizaisangyo.co.jp

本件届出に係る届出者の担当部署名、担当者名、電話番号、メールアドレスを記載してください。

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあつては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0 t 以上の場合には届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
5. CAS登録番号（CAS RN）は、米国化学会（American Chemical Society）の情報部門であるCAS（Chemical Abstracts Service）によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
6. 記入単位は t として、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
7. 製造数量・出荷数量には、同一の製造・輸入者の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めないものとする。
8. 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
9. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
10. 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

2. 製造数量及び輸入数量等

(1) 化学物質名称等

優先評価化学物質の官報公示名称と番号

官報公示名称 1キシレン.....

物質管理番号

1	2	5		
---	---	---	--	--

 (物質管理番号は左詰め)

官報整理番号 1

3	-	3		
---	---	---	--	--

官報に掲載されている優先評価化学物質の名称(官報公示名称)を記載してください。

物質管理番号、官報整理番号を左詰めで記載してください。
空欄の場合、受け付けることができません。

製造・輸入した化学物質の名称と番号

製造・輸入した化学物質が優先評価化学物質の官報公示名称と一致する場合は記載不要

物質名称p-キシレン.....

CAS 登録番号 (CAS RN)

1	0	6							
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

製造・輸入した優先評価化学物質の構造がわかる名称(IUPAC名称、CAS 登録名称等)を記載してください。

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

官報公示名称 2

官報整理番号 2

	-								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

 (官報整理番号は左詰め)

官報公示名称 3

官報整理番号 3

	-								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

 (官報整理番号は左詰め)

高分子化合物の該当の有無 (該当する場合は○印を記入)

(2) 製造数量、輸入数量及び出荷数量

西暦

2	0	2	5
---	---	---	---

 年度実績値

年度計

合計数量1t未満の場合、届出不要です。	
---------------------	--

西暦で記載してください。

製造・輸入合計数量

1	0	0
---	---	---

 (t)

出荷合計数量

1	0	0
---	---	---

 (t)

「出荷合計数量」は用途別出荷数量に記載した1t以上の出荷数量の合計値ではなく、実際に出荷した全ての出荷数量(小数点第一位を四捨五入すると1t未満となる出荷を含む)を実数で記載してください。そのため、「出荷合計数量」は用途別の「出荷数量」の合計値と一致しない場合があります。

3. 化学物質の製造等

(1) 製造した事業所名及びその所在地

埼玉工場：埼玉県さいたま市〇×区
1-2-3

当該化学物質を製造した日本国内の事業所の名称と都道府県及び所在地(番地まで)を記載してください。複数の工場で製造した場合は複数箇所を記載してください。輸入の場合は、記載不要です。

(2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した場合は製造された国・地域別輸入数量

都道府県番号	製造数量	国・地域番号	輸入数量															
<table border="1"><tr><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr></table>	0	1	1	<table border="1"><tr><td>2</td><td>5</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> (t)	2	5	5	0	0	<table border="1"><tr><td>1</td><td>0</td><td>5</td></tr></table>	1	0	5	<table border="1"><tr><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td></tr></table> (t)	1	0	0	1
0	1	1																
2	5	5	0	0														
1	0	5																
1	0	0	1															
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (t)					<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (t)					
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (t)					<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>				<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (t)					

【各項目の記入注意事項】

1. 法人番号

13桁の「法人番号」を記載してください。

法人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁が法人に対して指定した番号です。法人番号が不明な場合は、国税庁のウェブサイト等で確認してください。

個人事業者等法人番号を有していない場合は空欄としてください。届出書作成支援ソフトを利用される場合は、経済産業省化学物質安全室にご連絡ください。法人番号の代わりとなる番号を付与します。

1. 担当部署、担当者氏名及び連絡先

届出者の担当部署等を記載してください。

2. (1) 官報公示名称

優先評価化学物質の官報公示名称を記載してください(官報整理番号に該当する一般化学物質の官報公示名称とは異なる場合があります)。

2. (1) 物質管理番号

優先評価化学物質に指定された際の官報の「通し番号」を、左詰めで記載してください。

なお、原則、化合物毎の届出となるため、同じ物質管理番号(通し番号)の優先評価化学物質に該当していても、異なる化合物の場合は、別々に届出してください。

2. (1) 官報整理番号

官報整理番号は左詰めで記載してください。

2. (1) 物質名称

製造・輸入した優先評価化学物質の構造がわかる名称(IUPAC 名称、CAS 登録名称等)を記載してください。

なお、[優先評価化学物質の官報公示名称と番号]の官報公示名称が、構造の特定できる名称となっており、かつ、物質名称と一致する場合に限り記載不要です。

2. (1) CAS 登録番号(CAS RN)

CAS 登録番号を把握している場合は必ず記載してください。なお、CAS 登録番号がない場合に番号を取得することや、把握していない場合に有料データベースを検索することを求めているものではありません。

●新規化学物質としては取り扱わない化学物質の場合

製造・輸入した優先評価化学物質について、運用通知により新規化学物質としては取り扱わない化学物質であり、官報整理番号が当該化学物質自体にはなく、構成する酸ごと塩基ごとにしか付与されていない場合(塩)や、構成する単位重合体ごとにしか付与されていない場合(ブロック重合体、グラフト重合体)等、2つ以上の官報整理番号で示される場合は、「4-1. 届出書の記載に関する注意事項②」、「5-1. 新規化学物質として取り扱わない塩等の届出方法に

ついて」及び「5-2. ブロック重合体及びグラフト重合体の届出方法について」を参照してください。

2. (1) 高分子化合物の該当の有無

化審法における高分子化合物は、以下の基準をいずれも満たした物質です。該当する場合は、当該欄に「○」を記載して届出してください。なお、同じ官報整理番号とCAS登録番号の組み合わせで、高分子物質の該非が異なる化学物質がある場合は、物質名称の後に括弧書きで平均分子量などの情報を記入してください。

- ◆ 1種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満。
- ◆ 数平均分子量が1,000以上

2. (2) 製造数量、輸入数量及び出荷数量

届出数量の単位は「t」です。「製造・輸入合計数量」には、「製造数量」及び「輸入数量」には記載しない1t未満の数量も含めた全ての製造・輸入数量を合計した上で、実数(小数点第一位以下を四捨五入した数値)で記載してください(例:17.27tの場合は17t、190.5tの場合は191tとなります)。

製造・輸入合計数量が1t未満の場合、届出の必要はありませんのでご注意ください。製造、輸入各数量が1t未満の場合は、製造数量及び輸入数量への記載は不要です。

2. (2) 出荷合計数量

「出荷合計数量」は「出荷数量」に記載した1t以上の出荷合計値ではなく、実際に出荷した全ての出荷数量(1t未満の出荷を含む)の合計値を実数で記載してください。そのため、「出荷合計数量」は、「出荷数量」の合計と一致しない場合があります。

出荷数量は製造又は輸入した年度にかかわらず、当該年度に出荷した化学物質の数量となりますので、在庫の状況により製造・輸入合計数量と出荷合計数量が一致しない場合があります。

3. (1) 製造した事業所名及びその所在地

当該化学物質を製造した日本国内の事業所の名称と都道府県及び所在地(番地まで)を記載してください。複数の工場で製造した場合は複数箇所を記載してください。

輸入の場合は、記載不要です。

3. (2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した場合は製造された国・地域別輸入数量

「都道府県又は国・地域番号」及び「用途番号及び詳細用途番号」は一般化学物質、監視化学物質も含め、全区分の物質に共通の番号となっています。

3. (2) 都道府県番号、製造数量

都道府県別製造数量が1t以上ある場合、「都道府県番号」及び「製造数量」に記載してください。

「都道府県コード表」¹⁷を参照し、「都道府県番号」に都道府県番号を記載してください。その際、**都道府県番号には百の位に「0」を記載してください。**

「製造数量」には「都道府県番号」に記載した都道府県での製造数量を**実数**で記載してください。**「製造数量」が1t以上ある場合は「都道府県番号」を必ず記載してください。**「製造数量」が1t未満の場合は都道府県番号及び製造数量の記載は不要です。どちらかだけの記載は誤りです。

3. (2) 国・地域番号、輸入数量

国・地域別の輸入数量が1t以上ある場合、「国・地域番号」及び「輸入数量」に記載してください。「国・地域別コード表」¹⁸を参照し、「国・地域番号」に製造された国・地域番号を記載してください。「輸入数量」には「国・地域番号」に記載した国・地域からの輸入数量を**実数**で記載してください。**「輸入数量」が1t以上ある場合は「国・地域番号」を必ず記載してください。**「輸入数量」が1t未満の場合は国・地域番号及び輸入数量の記載は不要です。どちらかだけの記載は誤りです。

3. (3) 都道府県(又は国・地域別)ごとの用途別出荷数量

届出数量の単位は「t」です。小数点第一位を四捨五入した数値で届出を行ってください(例: 2.4t の場合は 2t、150.7tの場合は 151tとなります)。前年度に都道府県別(又は国・地域別)及び用途別で1t以上出荷した場合は、「都道府県又は国・地域番号」、「出荷数量」、「用途番号」に記載してください。**「出荷数量」が1t以上ある場合は「都道府県又は国・地域番号」及び「用途番号」を必ず記載してください。**「出荷数量」が1t未満の場合は「都道府県又は国・地域番号」、「出荷数量」、「用途番号」の記載は不要です。

3. (3) 都道府県又は国・地域番号

国内に出荷した場合は都道府県番号を、海外に出荷(輸出)した場合は国・地域番号を記載してください。その際、**都道府県番号には百の位に「0」を記載してください。**

3. (3) 出荷数量

届出数量の単位は「t」です。優先評価化学物質は前年度に1t以上出荷した「都道府県又は国・地域」及び「用途」ごとの出荷数量について、小数点第一位を四捨五入した数値で届出を行ってください。(例: 3.2tの場合は 3t、50.9tの場合は 51tとなります。)

¹⁷ 都道府県コード表

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/jppantou/table_prefecturecode.pdf

¹⁸ 国地域別コード表

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/jppantou/table_countrycode.pdf

3. (3) 用途番号

出荷に係る用途は、化審法化学物質用途分類表¹⁶の中の用途番号(3桁の数字)及び詳細用途番号(1文字のアルファベット)から選択してください。出荷先等からの情報をもとに、該当する番号を選択してください。

「用途番号」の3桁の数字は優先評価化学物質、監視化学物質も含め、全区分の物質に共通の番号となっています。

輸出の場合は、海外における用途にかかわらず、用途番号「199-a(輸出用のもの)」を選択してください(出荷先は国・地域番号を記載してください)。

用途分類及び詳細用途分類に当てはまると思われる番号が見当たらない場合には、用途番号**「198-z(その他の原料、その他の添加剤)」**を選択し、**下側のカッコ内に「具体的な用途」を記載してください。**また、用途分類には該当する番号があるものの、詳細用途分類には当てはまるものが見当たらない場合には、用途番号**「△△△(3桁の番号)-y又はz(その他)」**を選択し、**下側のカッコ内に「具体的な用途」を記載してください。**なお、「y又はz(その他)」以外の詳細用途番号を選択した場合は、下側のカッコ内に「具体的な用途」を記載する必要はありません。

4-4. 監視化学物質(様式第13)の記載方法

様式第13 (第10条2項、第15条第2項関係)

1 / 3

書類名 監視化学物質又は第2種特定化学物質等製造数量等届出書

提出日(西暦) 2026年6月1日 ← 西暦で記載してください。

あて先 経済産業大臣 殿

1. 化学物質の区分及び届出者の氏名・住所

化学物質の区分及び適用条文(該当するものに○印を記入)

- (1) 監視化学物質(法第13条第1項)
- (2) 第2種特定化学物質(法第35条第6項)
- (3) 第2種特定化学物質使用製品(法第35条第6項)

<input checked="" type="radio"/>
<input type="radio"/>
<input type="radio"/>

(1)監視化学物質に○印をしてください。

《注: 第2種特定化学物質又は第2種特定化学物質使用製品の次年度予定数量又は変更数量は、別途様式第14で届出すること》

届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

..... 経済産業株式会社

..... 代表取締役 経済 太郎

届出者の住所 東京都千代田区霞が関1-3-1

法人番号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	3
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

担当部署、担当者氏名及び連絡先

担当部署 環境安全部環境安全課

担当者氏名 産業 次郎

電話番号 03-3501-1511

メールアドレス sangyo-jiro@keizaisangyo.co.jp

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 本届出書の作成にあたっては、記載要領を参考とすること。
3. 四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0kg以上の場合は届け出なければならない。
4. 法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第39条第1項又は同条第2項の規定により指定されたものをいう。
5. 名称は、第2種特定化学物質の名称又は第2種特定化学物質使用製品の名称及び当該製品に含有されている第2種特定化学物質の名称を記載すること。
6. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Cheical Abstracts Service)によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。
7. 記入単位はkgとして、小数点以下は四捨五入の上記入すること。
8. 製造数量・出荷数量には、同一企業内の他の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めること。また、その場合には、全量他の化学物質に変化させた事業所の所在都道府県を出荷先としてその数量を記載すること。なお、同じ事業所内で全量他の化学物質に変化させた場合は、記載不要である。
9. 具体的な用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち詳細用途番号「y」又は「z」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。
10. 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、輸入、用途等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

(2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した場合は製造された国・地域別輸入数量

《注：第2種特定化学物質使用製品の輸入数量を含む》

都道府県番号	製造数量	国・地域番号	輸入数量
0 2 7	1, 2 3 4 (kg)	1 0 3	1 8 6 (kg)

(3) 都道府県(又は国・地域別)ごとの用途別出荷数量

都道府県又は国・地域番号	用途番号及び詳細用途番号	出荷数量
0 1 2	1 0 1 — a 具体的用途()	1, 000 (kg)
0 1 2	1 0 9 — z 具体的用途(〇〇溶剤)	400 (kg)
0 1 2	1 9 8 — z 具体的用途(〇〇用△△剤)	15 (kg)
3 0 4	1 9 9 — a 具体的用途()	5 (kg)

都道府県番号は、都道府県コード表の番号の3桁の数字で記載してください。
 国・地域番号は、国・地域別コード表の3桁の番号を記載してください。

化審法化学物質用途分類表より、該当すると考えられる用途を選択し、用途番号(3桁の数値)と詳細用途番号(1文字のアルファベット)で記載してください。
 「109-z」、「198-z」の場合は具体的用途を記載してください。
 109 又は 198 以外の用途番号で、アルファベットが「y」または「z」の場合も具体的用途を記載してください。

【各項目の記入注意事項】

1. 化学物質の区分及び適用条文(該当するものに○印を記入)

「(1)監視化学物質(法第13条第1項)」に“○”をしてください

1. 法人番号

13桁の「法人番号」を記載してください。

法人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁が法人に対して指定した番号です。法人番号が不明な場合は、国税庁のウェブサイト等で確認してください。

個人事業者等法人番号を有していない場合は空欄としてください。届出書作成支援ソフトを利用される場合は、経済産業省化学物質安全室にご連絡ください。法人番号の代わりとなる番号を付与します。

2. (1) 監視化学物質又は第2種特定化学物質等の名称

官報に掲載されている監視化学物質の名称を記載してください。(官報整理番号に該当する一般化学物質の官報公示名称とは異なる場合があります)。

2. (1) 物質管理番号

監視化学物質に指定された際の官報の「通し番号」を、左詰めで記載してください。

2. (1) 物質名称

製造・輸入した化学物質が監視化学物質の官報公示名称と一致しない場合は、その名称を記載してください。

2. (1) CAS 登録番号(CAS RN)

CAS 登録番号を把握している場合は記載してください。なお、CAS 登録番号がない場合に番号を取得することや、把握していない場合に有料データベースを検索することを求めているものではありません。

2. (2) 製造数量、輸入数量及び出荷数量

届出数量の単位は「kg」です。前年度の製造・輸入の小数点第一位を四捨五入した数値で届出を行ってください(例:170.2kgの場合は170kg、1.5kgの場合は2kgとなります)。

2. (2) 製造・輸入合計数量

「製造・輸入合計数量」の年度計には、「製造数量」及び「輸入数量」には記載しない1kg未満の数量も含めた実際の数量を**実数**(小数点第一位を四捨五入)で記載してください。そのため、「製造・輸入合計数量」の年度計と「3. (2)当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した場合は製造された国・地域別輸入数量」の合計は一致しない場合があります。
※届出書作成支援ソフトでデータを作成する場合、この項目が未入力のまま「登録」ボタンを押すと、そのデータのステータスが「届出不要」になります。製造・輸入数量が未入力の状態で「登録」ボタンを押したときはご注意ください。

2. (2) 製造数量、輸入数量

製造、輸入各数量が1kg未満の場合は、各々記載不要です。

2. (2) 出荷合計数量

「出荷合計数量」は用途別出荷数量に記載した1kg以上の出荷合計値ではなく、実際に出荷した全ての出荷数量(1kg未満の出荷を含む)の合計値を**実数**で記載してください。そのため、「出荷合計数量」は用途別の「出荷数量」の合計値と一致しない場合があります。

出荷数量は製造又は輸入した年度にかかわらず、当該年度に出荷した化学物質の数量となりますので、在庫の状況により製造・輸入合計数量と出荷合計数量が一致しない場合があります。

2. (2) 製品中に含まれる第2種特定化学物質の含有率

監視化学物質の届出の場合は、記載不要です。

3. (1) 製造した事業所名及びその所在地

当該化学物質を製造した日本国内の事業所の名称と所在地(都道府県から番地まで)を記載してください。複数の工場で製造した場合は複数箇所を記載してください。

輸入の場合は、記載しないでください。

3. (2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した場合は製造された国・地域別輸入数量

「都道府県又は国・地域番号」及び「用途番号及び詳細用途番号」は一般化学物質及び優先評価化学物質も含め、全区分の物質に共通の番号となっています。

3. (2) 都道府県番号、製造数量

都道府県別製造数量が1kg以上ある場合、「都道府県番号」及び「製造数量」に記載してください。「都道府県コード表¹⁷⁾」を参照し、「都道府県番号」に都道府県番号を記載してください。その際、**都道府県番号には百の位に「0」を記載してください**。「製造数量」には「都道府県番号」に記載した都道府県での製造数量を実数で記載してください。**「製造数量」が1kg以上ある場合は「都道府県番号」を必ず記載してください**。「製造数量」が1kg未満の場合は「都道府県番号」及び「製造数量」の記載は不要です。どちらかだけの記載は誤りです。

3. (2) 国・地域番号、輸入数量

国・地域別の輸入数量が1kg以上ある場合、「国・地域番号」及び「輸入数量」に記載してください。「国・地域別コード表¹⁸⁾」を参照し、「国・地域番号」に製造された国・地域番号を記載してください。「輸入数量」には「国・地域番号」に記載した国・地域からの輸入数量を実数で記載してください。**「輸入数量」が1kg以上ある場合は「国・地域番号」を必ず記載してください**。「輸入数量」が1kg未満の場合は「国・地域番号」及び「輸入数量」の記載は不要です。どちらかだけの記載は誤りです。

3. (3) 都道府県(又は国・地域別)ごとの用途別出荷数量

届出数量の単位は「kg」です。小数点第一位を四捨五入した数値で届出を行ってください(例:2.4kgの場合は2kg、150.7kgの場合は151kgとなります)。

都道府県別(又は国・地域別)及び用途別で前年度に「**出荷数量**」が**1kg以上ある場合は「都道府県又は国・地域番号」及び「用途番号」を必ず記載してください**。「出荷数量」が1kg未満の場合は「都道府県又は国・地域番号」、「出荷数量」、「用途番号」の記載は不要です。

3. (3) 都道府県又は国・地域番号

国内に出荷した場合は都道府県番号を、海外に出荷(輸出)した場合は国・地域番号を記載してください。**その際、都道府県番号には百の位に「0」を記載してください**。

3. (3) 用途番号及び詳細用途番号

出荷に係る用途は、化審法化学物質用途分類表¹⁶の中の用途番号(3桁の数字)及び詳細用途番号(1文字のアルファベット)から選択してください。出荷先等からの情報をもとに、該当する番号を選択してください。

「用途番号」の3桁の数字は優先評価化学物質、監視化学物質も含め、全区分の物質に共通の番号となっています。

輸出の場合は、海外における用途にかかわらず、用途番号「199-a(輸出用のもの)」を選択してください(出荷先は国・地域番号を記載してください)。

用途分類及び詳細用途分類に当てはまると思われる番号が見当たらない場合には、用途番号「**198-z(その他の原料、その他の添加剤)**」を選択し、**下側のカッコ内に「具体的な用途」を記載してください**。

また、用途分類には該当する番号があるものの、詳細用途分類には当てはまるものが見当たらない場合には、用途番号「**△△△(3桁の番号)-y又はz(その他)**」を選択し、**下側のカッコ内に「具体的な用途」を記載してください**。

なお、「y又はz(その他)」以外の詳細用途番号を選択した場合は、下側のカッコ内に「具体的な用途」を記載する必要はありません。

3. (3) 出荷数量

出荷数量は製造又は輸入した年度にかかわらず、当該年度に出荷した化学物質の数量となりますので、在庫の状況により製造・輸入合計数量と出荷合計数量が一致しない場合があります。

5. 新規化学物質として取り扱わない塩等の届出について

5-1. 新規化学物質として取り扱わない塩等※の届出方法について

一般化学物質の届出、優先評価化学物質の届出において、運用通知により新規化学物質として取り扱わない塩等(※)は1つの化合物として取り扱うため、1届出となります。混合物としての複数届出とはなりませんのでご注意ください。物質名称、CAS登録番号(CAS RN)、製造・輸入合計数量等は塩等の単位で記載してください。

※ 付加塩(金属塩を除く)、オニウム塩、分子間化合物、包接化合物、水和物、複塩、無機高分子化合物、混合金属塩、ブロック重合体、グラフト重合体

当該塩等について、製造・輸入合計数量が1t未満の場合、届出の必要はありませんのでご注意ください。ただし、塩等としての合計数量となりますので、「酸」と「塩基」の重量がそれぞれ1t未満であっても、塩等としての数量が1t以上の場合は届出を行ってください。

塩自体に官報整理番号があり、届出不要物質として公示されている場合は、酸と塩基がそれぞれ届出対象物質であったとしても、当該塩については届出不要です。

「酸」又は「塩基」が少量新規化学物質又は低生産量新規化学物質である塩の場合、一般化学物質等製造数量等の届出の対象外となりますので、当該塩については届出不要です。

水和物については、「水和物の物質名称」及び「水和物のCAS登録番号」を記載いただきますが、官報公示名称及び官報整理番号に水の記載は不要です。届出書作成支援ソフトでは、個別辞書登録せず、マスタ辞書を使用して届出書を作成してください。CAS登録番号がある場合には、入力して検索をすると、自動的に一般化学物質等の官報整理番号のみが表示されますので、これを選択して作成してください。

記載例（様式 11 一般化学物質）

2. 製造数量及び輸入数量等

2 / 3

(1) 化学物質名称等

製造・輸入した一般化学物質の名称と番号

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

製造・輸入した化学物質の構造がわかる名称(IUPAC名称、CAS登録名称等)を記載してください。酸と塩基の名称を用いて、[酸の名称]と[塩基の名称]の塩といった記載でも結構です。

物質名称 アンモニウム＝アセタート

CAS登録番号 (CAS RN)

6	3	1						-	6	1	-	8
---	---	---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、官報整理番号1の欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号（7桁）を記載すること。

官報公示名称1 アンモニア

官報整理番号1

1	-	3	9	1				
---	---	---	---	---	--	--	--	--

 (官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

官報公示名称2 酢酸

官報整理番号2

2	-	6	8	8				
---	---	---	---	---	--	--	--	--

 (官報整理番号は左詰め)

官報公示名称3

官報整理番号3

	-							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

 (官報整理番号は左詰め)

記載例(様式 12 優先評価化学物質)

2. 製造数量及び輸入数量等

2 / 3

(1) 化学物質名称等

優先評価化学物質の官報公示名称と番号

官報公示名称 1 ヒドラジン

官報に掲載されている優先評価化学物質の名称を記載してください。

物質管理番号

2				
---	--	--	--	--

官報整理番号 1

1	-	3	7	4				
---	---	---	---	---	--	--	--	--

製造・輸入した化学物質の名称と番号

製造・輸入した化学物質が優先評価化学物質の官報公示名称と一致する場合は記載不要

物質名称 硫酸ヒドラジン

CAS 登録番号 (CAS RN)

1	0	0	3	4			-	9	3	-	2
---	---	---	---	---	--	--	---	---	---	---	---

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで

製造・輸入した化学物質の構造がわかる名称(IUPAC 名称、CAS 登録名称等)を記載してください。塩であれば、酸と塩基の名称を用いて、[酸の名称]と[塩基の名称]の塩といった記載でも結構です。

官報公示名称 2 硫酸

官報整理番号 2

1	-	4	3	0				
---	---	---	---	---	--	--	--	--

 (官報整理番号は左詰め)

官報公示名称 3

官報整理番号 3

	-							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

 (官報整理番号は左詰め)

【各項目の記入注意事項】

ここでは、運用通知により新規化学物質とは取り扱わない塩等で特にご注意ください点を記載しています。そのほかの記入注意事項は、4-2. 一般化学物質(様式第11)及び4-3. 優先評価化学物質(様式第12)を参照してください。

2. (1) 物質名称(一般化学物質)／物質名称(優先評価化学物質)

製造・輸入した塩等の構造がわかる名称を記載してください。例えば、塩であれば、酸と塩基の名称を用いて、[酸の名称]と[塩基の名称]の塩といった記載でも結構です。

2. (1) CAS 登録番号(CAS RN)(一般化学物質)／CAS 登録番号(CAS RN)(優先評価化学物質)

製造・輸入した塩等の CAS 登録番号を記載してください。

2. (1) 官報公示名称1、官報公示名称2(一般化学物質)／官報公示名称1、官報公示名称2(優先評価化学物質)

以下の区分の組み合わせ例を参照してください。なお、「届出不要物質」として公示されている化学物質についても、塩等を構成する成分である場合は記載が必要となりますのでご注意ください。塩等を構成している成分がいずれも届出不要物質の場合、届出は不要です。

【塩等を構成する成分の区分による記載方法】

① 「新規化学物質として取り扱わない塩等」を構成する成分が、「優先評価化学物質」と「一般化学物質」の場合

優先評価化学物質としての届出となりますので、様式第12にて1件の届出としてください(4-3. 優先評価化学物質(様式第12)を参照してください)。
[優先評価化学物質の官報公示名称と番号]には、「優先評価化学物質」の情報を記載し、[製造・輸入した化学物質の名称と番号]には、塩等の単位で物質名称、CAS 登録番号(CAS RN)、製造・輸入合計数量等を記載してください。また、[官報公示名称2]及び[官報整理番号2]に「一般化学物質」の情報を記載してください。

② 「新規化学物質として取り扱わない塩等」を構成する成分が、「優先評価化学物質1」と「優先評価化学物質2」の場合

優先評価化学物質としての届出となりますので、様式第12にて1件の届出としてください(4-3. 優先評価化学物質(様式第12)を参照してください)。
[優先評価化学物質の官報公示名称と番号]には、どちらか一方の優先評価化学物質の[官報公示名称1]、[物質管理番号]、[官報整理番号1]を記載してください。
[製造・輸入した化学物質の物質名称と番号]には、塩等の単位で物質名称、CAS 登録番号(CAS RN)、製造・輸入合計数量等を記載してください。また、[官報公示名称2]及び[官報整理番号2]に、もう一方の優先評価化学物質の情報を記載してください。
[官報公示名称2]には優先評価化学物質としての官報公示名称を記載してください。物質管理番号は記載不要です。

③ 「新規化学物質として取り扱わない塩等」を構成する成分が、「優先評価化学物質」と「優先化学物質の指定を取り消され、現在は一般化学物質となった物質(以下、優先取消し物質)」の場合

塩等を構成する成分が「優先評価化学物質」と「一般化学物質」の場合と同様です。優先評価化学物質としての届出となりますので、様式第12にて1件の届出としてください(4-3. 優先評価化学物質(様式第12)を参照してください)。
[優先評価化学物質の官報公示名称と番号]には、「優先評価化学物質」

の情報を記載し、[製造・輸入した化学物質の名称と番号]には、塩等の単位で物質名称、CAS 登録番号(CAS RN)、製造・輸入合計数量等を記載してください。また、[官報公示名称 2]及び[官報整理番号 2]に「一般化学物質(優先取消し物質)」の情報を記載してください。[官報公示名称 2]には一般化学物質としての官報公示名称を記載してください。なお、「優先評価化学物質」と「優先取消し物質」の塩等の場合は、「優先取消し物質」について、優先評価化学物質であったときの物質管理番号の記載は不要です。

④ 「新規化学物質として取り扱わない塩等」を構成する成分が、「一般化学物質」と「優先化学物質の指定を取り消され、現在は一般化学物質となった物質(以下、優先取消し物質)」の場合

塩等を構成する成分が「一般化学物質」と「一般化学物質」の場合です。一般化学物質としての届出となりますので、様式第11にて1件の届出としてください(4-2. 一般化学物質(様式第11)を参照してください)。[製造・輸入した一般化学物質の名称と番号]には、塩等の名称とCAS 登録番号(CAS RN)を記載してください。[製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号]には、[官報公示名称1]に「一般化学物質」の情報、[官報公示名称 2]に「一般化学物質(優先取消し物質)」の情報を記載してください。[製造・輸入した一般化学物質が～優先評価化学物質であったときの物質管理番号]に、[官報公示名称 2]に記載した一般化学物質(優先取消し物質)が優先評価化学物質であったときの物質管理番号を記載してください。

⑤ 「新規化学物質として取り扱わない塩等」を構成する成分が、「一般化学物質」と「未公示新規化学物質」の場合(* 未公示新規化学物質: 第3条第1項に基づく届出に係る判定通知を受けている公示前の新規化学物質)

一般化学物質としての届出となりますので、様式第11にて1件の届出としてください(4-2. 一般化学物質(様式第11)を参照してください)。[製造・輸入した一般化学物質の名称と番号]には、塩等の名称とCAS 登録番号(CAS RN)を記載してください。[製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号]には、[官報公示名称1]に「一般化学物質」の情報、[官報公示名称 2]に「未公示新規化学物質」の名称を記載してください。未公示新規化学物質の名称は、判定通知書に記載されている物質名称と同じ名称を記載してください。[官報整理番号 2]には、右詰めで7桁の処理番号(新規化学物質の審査の際に付与された番号です。審査シート等に記載があります。)を記載してください。

⑥ 「新規化学物質として取り扱わない塩等」を構成する成分が、「優先評価化学物質」と「未公示新規化学物質」の場合(* 未公示新規化学物質: 第3条第1項に基づく届出に係る判定通知を受けている公示前の新規化学物質)

優先評価化学物質としての届出となりますので、様式第12にて1件の届出としてください(4-3. 優先評価化学物質(様式第12)を参照してください)。[優先評価化学物質の官報公示名称と番号]には、「優先評価化学物質」の情報を記載し、[製造・輸入した化学物質の名称と番号]には、塩等の単位で物質名称、CAS 登録番号(CAS RN)、製造・輸入合計数量等を記載してください。また、[官報公示名称 2]に「未公示新規化学物質」の名称を記載してください。未公示新規化学物質の名称は、判定通知書に記載されている物質名称と同じ名称を記載してください。[官報整理番号 2]には、右詰めで7桁の処理番号(新規化学物質の審査の際に付与された番号です。審査シート等に記載があります。)を記載してください。

5-2. ブロック重合体及びグラフト重合体の届出方法について

一般化学物質の届出、優先評価化学物質の届出において、運用通知により新規化学物質とは取り扱わないブロック重合体及びグラフト重合体は、1つの化合物として取り扱うため、1届出となります。物質名称、CAS登録番号(CAS RN)、製造・輸入合計数量等はブロック重合体及びグラフト重合体の単位で記載してください。

ブロック重合体及びグラフト重合体において、構成する単位重合体及び連結様式が同じであれば、単位重合体の連結の大小が異なるものについても同一の化合物として届出してください。

* 単位重合体は、運用通知により、単位重合体を構成する繰り返し単位(モノマー及び重合様式)が同じであれば、重合手法、結晶化度、立体規則性又は重合度(縮合度を含む。)の大小により原則区別せず、同一の単位重合体とみなします。

当該ブロック重合体及びグラフト重合体について、製造・輸入合計数量が1t未満(一般化学物質/優先評価化学物質)の場合、届出の必要はありませんのでご注意ください。ただし、ブロック重合体及びグラフト重合体としての製造・輸入合計数量となりますので、単位重合体の重量がそれぞれ1t未満であっても、ブロック重合体及びグラフト重合体としての製造・輸入合計数量が1t以上の場合は届出を行ってください。

【各項目の記入注意事項】

ここでは、運用通知により新規化学物質とは取り扱わないブロック重合体及びグラフト重合体で特にご注意いただく点を記載しています。そのほかの記入注意事項は、4-2. 一般化学物質(様式第11)及び4-3. 優先評価化学物質(様式第12)を参照してください。

2. (1) 物質名称(一般化学物質)／物質名称(優先評価化学物質)

製造・輸入したブロック重合体及びグラフト重合体の構造がわかる名称を記載してください。届出書に記載する単位重合体の官報公示名称を用いて、[官報公示名称1]と[官報公示名称2]のブロック重合体といった記載でも結構です。なお、4つ以上の単位重合体から構成される場合は、**官報整理番号及び官報公示名称を記載していない単位重合体についても物質名称に記載してください。**

2. (1) CAS登録番号(CAS RN)(一般化学物質)／CAS登録番号(CAS RN)(優先評価化学物質)

製造・輸入したブロック重合体及びグラフト重合体のCAS登録番号を記載してください。

2. (1) 官報公示名称1、官報公示名称2(一般化学物質)／官報公示名称1、官報公示名称2(優先評価化学物質)

ブロック重合体及びグラフト重合体を構成する単位重合体の官報整理番号を記載してください(4つ以上から構成される場合は、**重量の大きい順に3つ選んで記載してください。**物質名称には、4番目以降の成分も含めた名称を記入してください。)

6. 新規化学物質として取り扱わない固溶体及び複合酸化物の届出について

一般化学物質の届出、優先評価化学物質の届出において、運用通知により、構成成分が全て既存化学物質等である複合酸化物及び固溶体は、従来どおり混合物として扱います。届出書は構成成分毎に作成し、複数の届出としてください。

物質名称は、「複合酸化物の名称(構成成分)」としてください。

複合酸化物としての CAS 登録番号を把握していない場合は記載不要です。

構成成分ごとに、製造・輸入合計数量が1t未満の化合物及び届出不要物質については届出の必要はありません。

複数の複合酸化物を製造・輸入している場合は、複合酸化物毎に、届出対象数量(一般・優先評価化学物質は1t)に満たない構成成分及び重量割合10重量%未満の一般化学物質は届出不要です。

例) 五酸化二鉄マンガニ亜鉛

- 五酸化二鉄マンガニ亜鉛(酸化マンガニ分)として届出
- 五酸化二鉄マンガニ亜鉛(酸化亜鉛分)として届出
- 酸化鉄は届出不要物質であるため、届出不要

7. その他の留意事項

7-1. 判定済かつ未公示の新規化学物質(化審法第8条第2項において準用する新規化学物質)の届出について

判定済かつ未公示の新規化学物質(化審法第8条第2項において準用する新規化学物質)に係る届出である場合は、様式第11にて届出をしてください。

物質名称

化審法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載してください。

CAS 登録番号(CAS RN)

CAS 登録番号を把握している場合は必ず記載してください。

官報公示名称1

「(未公示新規)」と記載し、「物質名称」と同じ物質名称を記載してください。

例) (未公示新規) 判定通知書の物質名称

※届出書作成支援ソフトを用いた場合、個別辞書の新規物質登録において「未公示新規」にチェックをすると物質名称の前に(未公示新規)と表示されます。

官報整理番号1

右詰めで新規化学物質に関する**審査の処理番号(7桁)**を記載してください。

未公示新規化学物質は、原則、判定の通知をした日から5年を経過した後、名称が公示されます。既に公示されている物質について、未公示の新規化学物質として製造数量等が届出されることがあります。概ね5年を経過した未公示新規化学物質につきましては、既に公示されていないか確認してください。

7-2. 第八改正日本薬局方に記載されている化学物質の届出について

既存化学物質のうち、第八改正日本薬局方に記載されている化学物質については、他の一般化学物質と同様に、様式第11にて届出をしてください。

物質名称

第八改正日本薬局方に記載されている物質名称を記載してください。

CAS 登録番号(CAS RN)

CAS 登録番号を把握している場合は必ず記載してください。

官報公示名称1

(薬局方)と記載し、「物質名称」と同じ物質名称を記載してください。

例) (薬局方) 抱水クロラール

※届出書作成支援ソフトを用いた場合、個別辞書の新規物質登録において「薬局方」にチェックをすると物質名称の前に(薬局方)と表示されます。

空欄としてください。

7-3. 届出の必要がないもの

次の化学物質は、製造数量等届出は不要です。

1. 化審法及び関連規定に基づき届出が不要と規定されているもの

- ① 届出不要物質¹⁹として公示されているもの【化審法第8条第1項及び第9条第1項】
- ② 事業者ごとに前年度の製造量・輸入量の合計値が裾切値より小さい化学物質【化審法第8条第1項及び第9条第1項】
 - 一般化学物質及び優先評価化学物質の裾切値は1t
- ③ 用途により届出対象外となるもの（用途の一部が、届出対象外となる場合は、製造・輸出入荷数量からその数量を引いて届出してください。）
 - ・ 試験研究に用いた化学物質【化審法第8条第1項及び第9条第1項】
 - ・ 以下の他法令で規定する化学物質に該当するもの。【化審法第55条】
 - ※化学反応を起こさせることで以下の他法令で規定する化学物質になる場合は、化学反応を起こさせる前の原料については化審法の対象です。
 - 一 食品衛生法 第四条第一項に規定する食品、同条第二項に規定する添加物、同条第五項に規定する容器包装、同法第六十二条第一項に規定するおもちや及び同条第二項に規定する洗浄剤
 - 二 農薬取締法 第二条第一項に規定する農薬
 - 三 肥料取締法 第二条第二項に規定する普通肥料
 - 四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物
 - 五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品、同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品
- ④ 混合物中に含まれる一般化学物質であって、その重量割合が10%未満のもの【運用通知3-3】
- ⑤ 不純物として含有されているもので規定含有率未満のもの。ただし、規定含有率未満であっても、意図的に混ぜた場合には不純物に該当しない。【運用通知3-5】
 - 一般化学物質は10重量%未満
 - 優先評価化学物質及び監視化学物質は1重量%未満
 - ※「不純物」とは、目的とする成分以外の未反応原料、反応触媒、指示薬、副生成物（意図した反応とは異なる反応により生成したもの）等です。
 - ※国内他社から購入した原料中の不純物は届出の対象外です。
- ⑥ 下記の場合で、運用通知に基づき化審法の「化学物質の製造」に該当しないもの
 - 一般化学物質及び優先評価化学物質では、製造数量・出荷数量には、同一の製造・輸入者の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めないものとする。ただし、同一の敷地内であっても、他の事業者が全量他の化学物質に変化させる場合には該当しませんのでご注意ください。
 - 監視化学物質では、製造数量・出荷数量には、同一企業内の他の事業所で全量他の化学物質に変化する数量を含めること。また、その場合には、全量他の化学物質に変化させた事業所の所在都

¹⁹届出不要物質 https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/todokedefuyou01.html

道府県を出荷先としてその数量を記載すること。なお、同じ事業所内で全量他の化学物質に変化させた場合は、記載不要である。

2. 特例制度等により製造・輸入している新規化学物質

新規化学物質のうち、中間物、低懸念ポリマー、低生産、少量新規化学物質等の確認を受けて製造・輸入したもの。「酸」又は「塩基」が少量新規化学物質又は低生産量新規化学物質である塩の場合についても、届出の対象外です。

※判定済かつ未公示の新規化学物質（化審法第8条第2項において準用する新規化学物質）については、一般化学物質として届出してください。

3. 化審法の「化学物質」に該当しないもの

- ① 元素
- ② 天然物
- ③ 運用通知により化審法の「製品」であるもの。【運用通知1(4)①及び②】

参考：第一種及び第二種特定化学物質使用製品については扱いが異なります。

4. 化審法の「化学物質の製造」に該当しない場合

- ① 国内の事業者から購入した化学物質を、化学反応を伴わない調合（混合）・成形加工・精製等により他の商品とした場合
- ② 天然物を精製等で化学変化をおこさず濃縮・抽出した場合
- ③ 化学反応が生じるところが局限されている場合
- ④ 化審法の「製品」を得る場合
- ⑤ 元素を得る場合
- ⑥ 上記1. ⑥の場合で、運用通知に基づき化審法の「化学物質の製造」に該当しないもの【再掲】

5. 廃棄物等に該当する場合

- ① 化合物として分離・使用せず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物として処理される場合
- ② 自社で燃焼して消費される場合

7-4. 届出書に記載した届出者情報又は担当者情報に変更が生じた場合

届出書に記載した届出者情報又は担当者情報に変更が生じた場合には、「届出者情報等変更届」を下記 URL からダウンロードし、メールにて提出してください。PDF 等に変更せず **Excel 形式** でお願います。「事業者情報の変更」、「合併」、「廃業」とシートが分かれていますので、該当するシートに必要事項をご記入ください。

届出書作成支援ソフトの事業者情報もあわせて修正してください。

会社名は「(株)」等の省略をせず、国税庁に登録された名称を記載してください。

提出先：e-mail: bzl-kashinhou-junbi@meti.go.jp

届出者情報等変更届：

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/files/ippantou/code_henko_2026FY.xlsx

8. 参考情報

8-1. NITE-CHRIP の利用方法

※基本的には、届出書作成支援ソフト中の届出専用辞書をご利用ください。NITE-CHRIP は物質区分や届出不要物質などの情報が未反映の場合がありますので、ご注意ください。

① NITE-CHRIP を開きます。

【日本語】

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrp/chrp_search/srhInput

【英語】

https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrp/chrp_search/srhInput

② CAS 登録番号、官報整理番号(MITI 番号)、化学物質名称等で検索します。

化学物質管理分野
化学物質の総合的なリスク評価・管理に関するさまざまな情報を提供しています。

NITE 化学物質総合情報提供システム
NITE Chemical Risk Information Platform (NITE-CHRIP)

検索メニュー > 検索条件入力
>>>使い方 >>>使い方

検索条件入力

通常検索 拡張検索

<キーワード検索>

番号で検索
CAS番号 完全一致

名前で検索 (スペースで区切って複数入力可能)
全ての名称 部分一致

分子式で検索
完全一致

<表示設定>

中間検索結果表示
・構造表示 無
・1ページに 100 表示

検索結果表示画面
・データの無い項目を
○表示する ●表示しない

検索実行 検索条件クリア

<カテゴリによる絞り込み>
(類別番号・法規制のそれぞれの中では、対象を複数選択した場合はそのいずれかに該当するデータが検索されます。)

全て閉じる 全て開く 全てチェックする 全てチェックを外す

一般情報

日化辞

日本化学物質辞書(日化辞)情報

用途

③ 物質の区分等、必要な情報を確認できます。

検索結果

データのある情報源のみ表示 データのない情報源を含めて表示 [検索結果をダウンロード](#)

一般情報

一般情報 [データの説明](#)

CHRIPJD	C004-742-64A	CAS番号	78-79-5
日本語名	イソプレン		
英語名	Isoprene		
分子式	C5H8		
分子量	68.12		
構造式			

別名

別名 [データの説明](#)

別名	β-メチルブタジエン
	2-メチルジビニル
	2-メチルブタジエン
	2-メチル-1,3-ブタジエン
	2-Methyl-1,3-butadiene
	2-Methylbutadiene
	beta-Methylbiviny

対象物質の化審法での区分等が確認できます。
※労働安全衛生法とは異なりますのでご注意ください。

なお、届出の区分は、「一般化学物質」、「優先評価化学物質」、「監視化学物質」となりますが、NITE-CHRIP では表記が異なりますのでご注意ください。

新規公示化学物質＝「一般化学物質」

既存化学物質＝「一般化学物質」

優先評価化学物質＝「優先評価化学物質」

(取消)優先評価化学物質＝「一般化学物質」

監視化学物質＝「監視化学物質」

日化辞

日本化学物質辞書(日化辞)情報 [データの説明](#)

日化辞番号	J1.958E
-------	---------

用途

用途 [データの説明](#)

用途	
----	--

国内法規制情報

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)

化審法:優先評価化学物質 [データの説明](#) [輸入通関手続き\(経産省サイト\)](#) [製造数量等の届出\(経産省サイト\)](#)

通し番号	5	官報公示日	2011/04/01
化審法官報整理番号	2-20		
官報公示名称	イソプレン		
評価対象	人健康影響		
備考	-		
詳細情報	J-CHECKA		

化審法:既存化学物質 [データの説明](#) [第6類の用語の定義【PDF:48KB】](#) [第7類の用語の定義【PDF:114KB】](#) [輸入通関手続き\(経産省サイト\)](#) [製造数量等の届出\(経産省サイト\)](#)

化審法官報整理番号	2-20	類別	2類
官報公示名称	ブタジエン		
備考	-		
詳細情報	J-CHECKA		
労働安全衛生法公表(化学物質に関する)注記	昭和54年6月29日までに化審法の規定により公示された化学物質		
労働安全衛生法公表(化学物質に関する)詳細情報	職場のあんぜんサイトへ		

化審法:旧第二種監視化学物質 [データの説明](#) [輸入通関手続き\(経産省サイト\)](#) [製造数量等の届出\(経産省サイト\)](#)

通し番号	369	官報公示日	2000/08/22
化審法官報整理番号	2-20		
官報公示名称	イソプレン		
備考	-		
詳細情報	J-CHECKA		

8-2. 具体的な誤りの事例

【様式的な誤り】

	誤った届出内容の例	対応策
1	官報整理番号と官報公示名称の対応が合っていない。	適切な官報整理番号と官報公示名称の組み合わせで届出を行う。(マスタ辞書を最新版に更新の上届出書作成支援ソフトを利用した場合は、官報整理番号と公示名称の整合チェックを行うので間違ふことはありません。)
2	同じ会社で、物質名称、官報整理番号、CAS登録番号及び高分子化合物の該当性の有無が全て一致している物質を複数届出している。	物質名称、官報整理番号、CAS登録番号及び高分子化合物の該当性の有無が全て一致している場合は、複数の届出書を合算し1つの届出とする。
3	化審法上の高分子化合物の定義に該当しない物質について、「高分子化合物の該当性の有無」の口にチェックが入っている。	化審法上の高分子化合物の定義に該当しない物質については、「高分子化合物の該当性の有無」の口にチェックを入れない。 <化審法上の高分子化合物の定義> 1) 1種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満 2) 数平均分子量が1,000以上
4	届出の必要がない物質を届出している。	届出の必要があるかどうかを事前に確認し、届出の必要が無い物質の届出は行わない。(【7-3. 届出の必要がないもの】を参照)
5	優先評価化学物質を一般化学物質として届出している。	届出区分を事前に確認して届出を行う。(【届出区分の誤り】を参照)
6	新規化学物質として取り扱わない塩を1つの化合物として1届出としていない。	新規化学物質としては取り扱わないオニウム塩及び付加塩は、塩及び酸の組み合わせを1つの化合物として1届出とする。
7	新規化学物質として取り扱わない塩の酸及び塩基の両方の成分について官報整理番号及び官報公示名称の記載がない。	新規化学物質として取り扱わないオニウム塩及び付加塩は、塩及び酸両方の成分について官報整理番号及び官報公示名称を記載する。
8	新規化学物質として取り扱わないブロック重合体及びグラフト重合体を1つの化合物として1届出としていない。	新規化学物質として取り扱わないブロック重合体及びグラフト重合体は1つの化合物として1届出とする。
9	新規化学物質として取り扱わないブロック重合体及びグラフト重合体について、全ての単位重合体の官報整理番号及び官報公示名称の記載がない。	新規化学物質として取り扱わないブロック重合体及びグラフト重合体については、構成する単位重合体が2つもしくは3つの場合には、その官報整理番号及び官報公示名称の記載を行う。構成する単位重合体が4つ以上の場合には、重量の大きい順に3つ選んで官報整理番号及び官報公示名称の記載を行う。この場合、物質名称に4つ以降の単位物質についても明記すること。
10	構成成分が全て既存化学物質等である複合酸化物及び固溶体が、構成成分毎に複数で届出していない。	構成成分が全て既存化学物質等である複合酸化物及び固溶体については、混合物として取り扱うため成分毎に届出を行う。
11	物質名称に化学構造を特定する名称ではなく商品名を記載している。	物質名称は事前に十分に確認を行い、化学構造が特定出来る名称(IUPAC名称やCAS登録名称等)を記載する。
12	物質名称に化学構造を特定する名称ではなく、包括的な物質名称である既存化学物質名称を記載している。	物質名称は事前に十分に確認を行い、化学構造が特定出来る名称(IUPAC名称やCAS登録名称等)を記載する。

13	小数点以下の数値を記載している。	小数点第1位を四捨五入した数値で届出する。四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0t以上(監視化学物質は1.0kg以上)の場合は届け出なければならない。
14	(一般化学物質の場合) 製造数量、輸入数量及び出荷合計数量が各々1t未満で記載している。	製造数量、輸入数量及び出荷合計数量については、各々1t以上の場合に記載する。1t未満の場合は記載不要。(製造・輸入合計数量が1t未満の場合は届出不要。)
15	(一般化学物質の場合) 用途番号を記載しているが、用途ごとの出荷数量を記載していない。	用途番号ごとに出荷数量を記載する。(用途別出荷数量が1t未満の場合は用途番号及び出荷数量の記載は不要。)
16	(優先評価化学物質の場合) 製造数量、輸入数量及び出荷合計数量が各々1t未満で記載している。	製造数量、輸入数量及び出荷合計数量については、各々1t以上の場合に記載する。1t未満の場合は記載不要。(製造輸入合計数量が1t未満の場合は届出不要。)
17	(監視化学物質の場合) 製造数量、輸入数量及び出荷合計数量が各々1kg未満で記載している。	製造数量、輸入数量及び出荷合計数量については、各々1kg以上の場合に記載する。1kg未満の場合は記載不要。
18	(優先評価化学物質、監視化学物質の場合) 「製造した事業所」欄に海外の住所を記載している。	国内で製造した場合に記載する。輸入の場合は記載不要。
19	(優先評価化学物質、監視化学物質の場合) 都道府県番号と製造数量について、どちらか片方だけ記載している。	1つの都道府県で製造数量が優先評価化学物質は1t以上、監視化学物質は1kg以上の場合は、当該都道府県番号を記載するとともに、都道府県番号ごとに都道府県別製造数量を記載する。
20	(優先評価化学物質、監視化学物質の場合) 都道府県又は国・地域番号及び用途番号を記載しているが、出荷数量や出荷合計数量を記載していない。	都道府県又は国・地域別、用途別ごとに出荷数量を記載する。(1つの都道府県又は1つの国・地域別、用途別出荷数量が、優先評価化学物質は1t未満、監視化学物質は1kg未満の場合は、都道府県又は国・地域番号、用途番号及び出荷数量の記載は不要。)
21	(優先評価化学物質、監視化学物質の場合) 存在しない都道府県番号や国・地域番号を記載している。	「都道府県コード表」及び「国・地域別コード表」を参照して記載する。(届出書作成支援ソフトでは適切な番号を選択。) 都道府県コード表 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ksinhou/files/ippantou/table_prefecturecode.pdf 国・地域別コード表 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ksinhou/files/ippantou/table_countrycode.pdf
22	(優先評価化学物質、監視化学物質の場合) 詳細用途番号が空欄又は全角や大文字で記載している。	詳細用途番号は必ず半角小文字で記載する。(届出書作成支援ソフトでは適切な番号を選択。)
23	反応前の原料を「官報公示名称1」及び「官報整理番号1」、「官報公示名称2」及び「官報整理番号2」、「官報公示名称3」及び「官報整理番号3」欄に記載している。	届出対象は反応後の反応生成物なので、原料ではなく反応生成物自体の官報整理番号及び官報公示名称を記載する。
24	混合物を構成している複数成分を「官報公示名称1」及び「官報整理番号1」、「官報公示名称2」及び「官報整理番号2」、「官報公示名称3」及び「官報整理番号3」欄に記載して1つの届出としている。	届出物質が複数の成分から構成される混合物の場合、一般化学物質及び優先評価化学物質の場合は年間1t以上(監視化学物質は年間1kg以上)製造・輸入した成分について、成分ごとに届出する。

25	該当する官報整理番号が複数ある場合に、該当する官報整理番号を全て「官報公示名称1」及び「官報整理番号1」、「官報公示名称2」及び「官報整理番号2」欄に記載している。	実際に製造輸入した化合物を最も具体的に特定することができる官報公示名称及び官報整理番号の組み合わせを一つのみ選択し記載する。
26	CAS登録番号と官報整理番号の組合せにおいて、届出支援ソフトの辞書で「不可」となっている適切な組合せを個別辞書に登録して届出している。	届出支援ソフトの辞書で「不可」となっているCAS登録番号と官報整理番号の組み合わせは適切ではないため、届出物質の適切なCAS登録番号と官報整理番号の組合せを確認して届出する。
27	届出物質が官報公示名称で示している一定の条件に合致していないのに、届出支援ソフトの辞書に掲載されている官報整理番号とCAS登録番号の組み合わせをそのまま記載している。	届出支援ソフトでは、官報公示名称で示している一定の条件に合致しているかどうかにかかわらず、条件に合致した場合のみ使用できる官報整理番号を選択することが可能であることに注意が必要。届出物質の実態と官報公示名称が示している構造の範囲が完全に一致する場合に限り、当該官報整理番号に該当し、適切なCAS登録番号と化審法番号の組合せとして届出することができる。完全に一致しない場合は、適切なCAS登録番号と官報整理番号の組合せを確認して届出する。
28	届出書作成支援ソフトの個別辞書登録において、「優先評価化学物質であったときの物質管理番号」に誤った番号を登録している。	「優先評価化学物質であったときの物質管理番号」とは、製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号ニに係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質が、優先評価化学物質であったときの物質管理番号のこと。優先評価化学物質に指定されることがない場合は、空欄のまま個別辞書登録をする。
29	すでに公示されているにもかかわらず、未公示新規化学物質として化審法番号欄に処理番号を、官報公示名称欄に判定通知書記載の名称を記載している。	届出物質については、必ず届出前に公示されているか否か確認してから届出する。
30	担当者欄に届出者(製造輸入者)と異なる事業者(グループ会社、子会社含む)の担当者名を記載している。	担当者欄には届出者(製造輸入者)に所属する担当者を記載する。

【届出区分の誤り】

	CAS登録番号	物質名称 (NITE-CHRIPにおける英語名)	届出誤りの事例	物質管理番号	優先評価化学物質の官報公示名称
1	61788-45-2	Hydrogenated tallow-alkylamines	炭素鎖が以下の構造に該当する場合は優先評価化学物質 164 に該当するが、一般化学物質として届出している。 「C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型」 「(Z)-オクタデカ-9-エン」 「(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン」	164	アルカン-1-アミン(C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン又は(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン

2	80206-82-2	Alcohols(C=12-14)	ヒドロキシ基を一つ持つ場合は優先評価化学物質 171 に該当するが、一般化学物質として届出している。	171	アルコール(C=10~16)(C=11~14のいずれかを含むものに限る。)
3	61790-45-2	Sodium salt of tall oil fatty acids	炭素鎖が以下の構造に該当する場合は優先評価化学物質 172 に該当するが、一般化学物質として届出している。 「飽和脂肪酸(C=8~18、直鎖型)」 「不飽和脂肪酸(C=16~18、直鎖型)」	172	飽和脂肪酸(C=8~18、直鎖型)のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸(C=16~18、直鎖型)のナトリウム塩
4	68603-42-9	N,N-Bis(hydroxyethyl)(coco amides)	炭素鎖が以下の構造に該当する場合は優先評価化学物質 173 に該当するが、一般化学物質として届出している。 「C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型」 「(Z)-オクタデカ-9-エン」 「(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン」	173	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エン アミド又は(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエン アミド
5	68439-57-6	Sodium salt of (hydroxyalkane(C=14-16)sulfonic acid and alkene(C=14-16)sulfonic acid)	1つのスルホン酸基を持ち、モノナトリウム塩である場合は優先評価化学物質 175 に該当するが、一般化学物質として届出している。	175	ナトリウム=アルケンスルホナート(C=14~16)又はナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート(C=14~16)
6	61790-32-7	Potassium salt of tallow fatty acids	炭素鎖が以下に 該当する場合は優先評価化学物質 178 に該当するが、一般化学物質として届出している。 「飽和脂肪酸(C=8~18、直鎖型)」 「不飽和脂肪酸(C=18、直鎖型)」	178	飽和脂肪酸(C=8~18、直鎖型)のカリウム塩又は不飽和脂肪酸(C=18、直鎖型)のカリウム塩
7	68439-46-3	Ethoxylated alcohols(C=9-11)	数平均分子量が 1,000 未満の場合は優先評価化学物質 188 に該当するが、一般化学物質として届出している。	188	α -アルキル(C=9~11)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(数平均分子量が 1,000未満のものに限る。)
8	68131-39-5	Ethoxylated alcohols(C=12-15)	数平均分子量が 1,000 未満の場合は優先評価化学物質 189 に該当するが、一般化学物質として届出している。	189	α -アルキル(C=12~15)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(数平均分子量が 1,000未満のものに限る。)

【物質名称の誤り】

	誤った届出内容の例	対応策
1	<p>既存化学物質名称の一部分が優先評価化学物質に指定されている場合で、構造のわかる物質名称の記載や CAS 登録番号の記載がないため、届出物質が一般化学物質だけなのか、優先評価化学物質を含んでいるか不明な届出</p> <p>例：一般化学物質の届出において、物質名称の欄に既存化学物質名称「脂肪酸モノカルボン酸(C6～28)軽金属(Na, K, Li, Ba, Mg, Ca)塩」と記入している場合、届出物質が一般化学物質だけなのか、優先評価化学物質の物質管理番号 172 や物質管理番号 178 をむか不明であるため、届出者への確認が必要となる。</p> <p>・優先評価化学物質 物質管理番号 172 「飽和脂肪酸(C=8～18、直鎖型)のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸(C=16～18、直鎖型)のナトリウム塩」</p> <p>・優先評価化学物質 物質管理番号 178 「飽和脂肪酸(C=8～18、直鎖型)のカリウム塩又は不飽和脂肪酸(C=18、直鎖型)のカリウム塩」</p>	物質名称の欄に「カルシウム=2-エチルブタノアート」と記載する。
2	物質名称の欄に商品名や社内における通称を記入している。	物質名称の欄には届出物質の構造が分かる名称を記載する。
3	物質名称の欄に「官報整理番号1と官報整理番号2の重合物」と記入している。	物質名称の欄には届出物質の構造が分かる名称を記載する。
4	物質名称の欄に記入した物質名称と関係の無い CAS 登録番号を記入している。	物質名称と CAS 登録番号の関係を確認した上で、正しい物質名称と CAS 登録番号を記載する。

【用途の誤り】

区分		誤った届出内容	正しい届出内容	備考
一般	1	洗浄剤の界面活性剤成分の合成原料として用いる脂肪酸(C=12~18)を「113(水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。))」と記載。	洗浄剤の界面活性剤成分の合成原料として用いる脂肪酸(C=12~18)の用途番号を「101(中間物)」と記載。	用途番号「101(中間物)」と記載すべきところを、生成物自体である洗浄剤の界面活性剤成分の用途番号として誤って記載している例。 出荷先で化学反応を起こさせて別物質を得る場合は、生成物の用途番号ではなく、中間物の用途番号を記載します。生成物自体である洗浄剤の界面活性剤成分の用途番号(112~113)と中間物の用途番号(101)との間違いに注意。
一般	2	塗料用樹脂の合成原料であるメラミンの用途番号を「102(塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤)」と記載。	塗料用樹脂の合成原料であるメラミンの用途番号を「101(中間物)」と記載。	用途番号「101(中間物)」と届出すべきところを、生成物の溶剤の用途番号として誤って記載している例。 出荷先で化学反応を起こさせて別物質を得る場合は、生成物の溶剤の用途番号ではなく、中間物の用途番号を記載します。生成物の溶剤の用途番号(102~109)と中間物の用途番号(101)との間違いに注意。 (なお、生成物である塗料用樹脂の用途番号は「115(塗料又はコーティング剤)」に該当。)
一般	3	農薬の有効成分として用いるアミン塩の用途番号を「120(殺生物剤(家庭用又は業務用のものに限る。))」と記載。	アミン塩を農薬の有効成分として用いる場合は、農薬取締法対象のため化審法対象外の用途となるため、届出不要。	化審法では規制を行う他法令との関係で適用除外と規定されているものがある。 具体的には、薬機法における「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器」、食品衛生法における「食品、添加物、容器包装、おもちゃ、洗浄剤」、農薬取締法における「農薬」、肥料取締法における「普通肥料」、飼料安全法における「飼料、飼料添加物」等の特定用途に当該化学物質が用いられる場合については、化審法関連の規制の適用除外(化審法第55条)としているため、届出は不要。 ただし、同じ化学物質であっても、上記特定用途に用いられる化学物質の合成原料に該当する場合や特定用途以外、例えば工業用途に用いられる場合には、化審法の規定が適用され、届出が必要。 参考情報:『化審法 適用除外』に関するFAQ https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/yoto_faq.html
一般	4	接着剤用のバインダー成分である1,4-ブタンジオールジグリシジルエーテルの用途番号を「103(接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤)」と記載。	接着剤用のバインダー成分である1,4-ブタンジオールジグリシジルエーテルの用途番号を「123(接着剤、粘着剤又はシーリング材)」と記載。	溶剤以外の用途番号を記載すべきところを溶剤の用途番号として誤って記載している例。 溶剤の用途番号(102~109)と溶剤以外の用途番号(110~147)との間違いに注意。

一般	5	殺生物剤の溶剤であるN, N-ジメチルアセトアミドの用途番号を「120(殺生物剤(家庭用又は業務用のものに限る。))」と記載。	殺生物剤の溶剤であるN, N-ジメチルアセトアミドの用途番号を「102(塗料用、ワニス用、コーティング剤用、インキ用、複写用又は殺生物剤用溶剤)」と記載。	溶剤の用途番号を記載すべきところを溶剤以外の用途番号として誤って記載している例。 溶剤以外の用途番号(110~147)と溶剤の用途番号(102~109)との間違いに注意。
一般	6	用途番号「198(その他の原料、その他の添加剤)」又は「109(その他の溶剤(102から108までに掲げるものを除く。))」を記載しているが、具体的な用途が記載されていない。	用途番号「198(その他の原料、その他の添加剤)」又は「109(その他の溶剤(102から108までに掲げるものを除く。))」及び具体的な用途を記載。	用途番号「198(その他の原料、その他の添加剤)」又は「109(その他の溶剤(102から108までに掲げるものを除く。))」を記載した場合は、必ず具体的な用途を記載する。他の用途番号を記載している場合は、具体的な用途を記載しない。
優先	1	界面活性剤の合成原料として用いるアミンの用途番号を「113-a(界面活性剤(石鹼・合成洗剤・ウインドウワッシャー液用)」と記載。	界面活性剤の合成原料として用いるアミンの用途番号を「101-a(合成原料、重合原料、プレポリマー)」と記載。	用途番号「101-a(合成原料、重合原料、プレポリマー)」と記載届出すべきところを、生成物自体の用途番号として誤って記載している例。 出荷先で化学反応を起こさせて別物質を得る場合は、生成物の用途番号ではなく、中間物の用途番号を記載します。生成物自体の用途番号(102-a~147-z)と101-a(合成原料、重合原料、プレポリマー)との間違いに注意。
優先	2	可塑剤、分散剤として使用されるフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)の用途番号を「127-a(成形品基材(プラスチック、合成皮革・人工皮革、合成紙、発泡体))」と記載。	可塑剤、分散剤として使用されるフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)の用途番号を「127-c(可塑剤、乳化剤、分散剤)」と記載。	化審法上の高分子化合物に該当しない物質について、高分子化合物だけが選択できる用途番号を記載して届出している例。 化審法上の高分子化合物に該当しないにも関わらず、高分子化合物だけが選択できる用途番号を記載して届出する間違いに注意。 参考)優先評価化学物質において、高分子化合物だけが選択できる用途番号(『化審法の用途分類表』中、「化審法上の高分子化合物に該当するもの」と記載のある用途) 用途番号「115-a」、「116-a」、「123-a」、「124-a」、「125-a」、「127-a」、「127-b」、「128-a」 参考情報:『化審法の用途分類表』 https://www.nite.go.jp/chem/risk/youtobunrui.html

優先	3	詳細用途番号「y」又は「z」を記載しているが、具体的な用途が記載されていない。	詳細用途番号「y」又は「z」及び具体的な用途を記載。	詳細用途番号「y」又は「z」を記載している場合は、必ず具体的な用途を記載する。それ以外を記載している場合は、具体的な用途を記載しない。
優先	4	出荷先として海外（国・地域別コード）を選択しているが、用途番号「199-a（輸出用のもの）」を選択していない。	出荷先として海外（国・地域別コード）を選択しており、用途番号「199-a（輸出用のもの）」を選択。	出荷先として海外（国・地域別コード）を選択した場合は、用途番号は必ず「199-a（輸出用のもの）」を選択する。出荷先として国内（都道府県番号）を選択した場合は、用途番号「199-a（輸出用のもの）」を選択しない。

9. 問合せ先

- 1 一般化学物質等の製造数量等届出について
経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質安全室
E-mail: bzl-kashinhou-junbi@meti.go.jp
- 2 化審法全般について
経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質安全室
E-mail: bzl-qqhbbfa@meti.go.jp
- 3 物質名称、官報整理番号及びCAS登録番号、化学物質の区分(優先評価化学物質に該当するかどうか等)及び用途分類について
独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
化学物質管理センター 化学物質同定課・リスク管理課
Web 問合せ: NITE 化審法連絡システム
<https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kashinrenraku.html>

※法令、届出様式のダウンロード等、Q&A に関する HP について

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/index.html
- 一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質等の製造数量等の届出
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/general-chemical.html
- Q&A(一般化学物質等の製造数量等届出)
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/qa/question.html#ippan
- 一般及び優先評価化学物質の届出・申出等(NITE HP)
https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/ippan_todokede/ippan_todokede.html

※化審法における化学物質の区分、官報整理番号の確認等に利用できるデータベース等
(届出書作成支援ソフトを用いるとCAS登録番号等から自動的に検索されます)

NITE-CHRIIP: https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
J-CHECK: https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/search.action?request_locale=ja

- 4 G Biz ID に関するお問い合わせ先
<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

【注意】「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の一部改正について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kashinhou/files/about/laws/laws_t_r071006_51_0_sinkyu.pdf

改正事項の1.(2)については、令和8年4月1日から施行されます。令和8年度に行う製造・輸入の実績届出(届出期間:令和9年4月～)から適用されます。

令和7年度の製造・輸入の実績届出(届出期間:令和8年4月～)までは、改正前の運用通知に基づきますのでご注意ください。